

第3次善通寺市障がい者福祉基本計画 【案】

平成23年2月

善通寺市

【もくじ】

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の法令等の根拠.....	2
4. 計画策定の体制.....	3
第2章 善通寺市における障がい者等の現状.....	4
1. 善通寺市の障がい者施策の現状.....	4
(1) 人口と世帯数の状況.....	4
(2) 障がい者の状況.....	6
(3) アンケート調査の概要.....	10
(4) 団体ヒアリング調査の概要.....	11
第3章 施策体系.....	12
1. 計画の基本理念.....	12
2. 計画の基本目標.....	12
3. 計画の体系図.....	13
4. 計画における関係各課の連携図.....	14
第4章 施策の展開.....	15
1. 善通寺市における施策の展開.....	15
(1) お互いの理解と尊重の意識づくり.....	15
(2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり.....	23
(3) ライフステージに応じた支援体制づくり.....	34
(4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり.....	43
第5章 障がい福祉サービスの展開.....	49
1. 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について.....	49
(1) 障がい福祉サービスについて.....	49
(2) 地域生活支援事業について.....	49
2. 障がい福祉サービスの現状.....	50
(1) 障がい福祉サービスの実施状況.....	50
(2) 地域生活支援事業の実施状況.....	52

3. 障がい福祉サービスの今後の展開	54
(1) 平成 23 年度の数値目標.....	54
(2) 障がい福祉サービスの計画表	56
(3) 地域生活支援事業の実施状況	58
4. 障がい福祉サービスの提供体制.....	60
(1) 地域自立支援協議会について	61
第6章 ライフステージごとの施策展開	62
1. ライフステージにおける考え方.....	62
2. ライフステージごとの施策展開.....	63
(1) 乳幼児期（0～5歳）	63
(2) 学齢・青年期（6～17歳）	63
(3) 成人期（18～64歳）	64
(4) 高齢期（65歳以上）	65
(5) ライフステージ全体を通しての施策.....	65
資料編	66
1. 用語解説	66
2. 策定委員会要綱.....	71
3. 策定委員会名簿.....	71

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

近年、高齢化の進行に伴う障がい者の増加に加え、現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられ、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。

国においては、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいの定義を明らかにするとともに、障がいの早期発見や発達障がい者（児）に対する支援は、国、地方公共団体の責務であることが明示されました。

教育の分野では、平成19年4月に「学校教育法の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、さまざまな障がいに対応した適切な指導と支援を行うための、特別支援学校制度の創設や小・中学校等での特別支援教育が進められています。

障がい者福祉サービスの分野では、平成15年に支援費制度が実施されるなど、障がい者の自己決定の尊重に向けた取り組みが推進され、平成18年4月には、障がい者施策の3障がい一元化、就労支援の強化、利用者本位のサービス体系への再編などを通じて、障がい者が住みなれた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行されました。

このような流れの中、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざし、「障害者基本計画」の後期5年間の重点施策を定めた「重点施策実施5か年計画」が平成19年度に策定されました。

また、香川県においても平成21年3月に障がい者計画および障がい福祉計画「かがわ障害者プラン～地域でいきいきと暮らす～」を策定し、「地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、互いに支えあい、誰もが心豊かにすごせるかがわを実現する」を基本理念としています。

これらの国・県の動向を踏まえ、平成15年3月に策定した「第2次善通寺市障害者福祉基本計画」および平成21年3月に策定した「善通寺市障害福祉計画（第2期）」を見直し、善通寺市において障がいのある人もない人も地域でいきいきと暮らすことができる共生の社会をめざし、「第3次善通寺市障がい者福祉基本計画」を策定しました。

2. 計画期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とします。また、計画期間内における社会情勢の変化やニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第5次善通寺市総合計画(平成 23～32 年度)									
第3次善通寺市障がい者福祉基本計画(平成 23～32 年度)									
善通寺市地域福祉計画 (平成 19～26 年度)									
善通寺市次世代育成支援行動計画 後期計画(平成 22～26 年度)									
第4次 (平成 21～23 年度)	第5次善通寺市老人保健 福祉計画・介護保険事業 計画(仮)(平成 24～26 年度)								

3. 計画の法令等の根拠

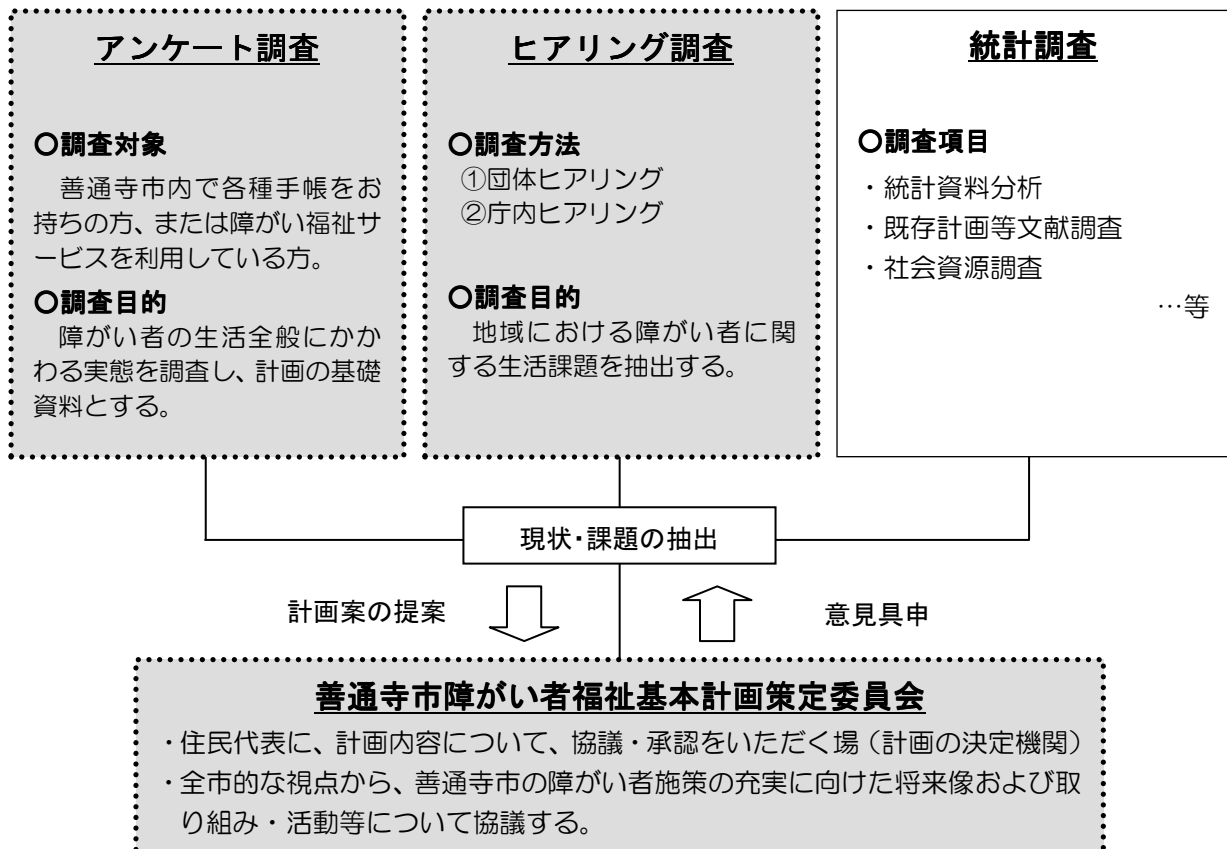
本計画の策定にあたっては、障害者基本法第9条第3項に基づき「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障がい者計画）」として、善通寺市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するとともに、障害者自立支援法第 88 条に基づく「障がい福祉計画」の内容も包括しています。

また、国の「障害者基本計画」、「重点施策5か年計画」および香川県の「かがわ障害者プラン～地域でいきいきと暮らす～」を踏まえるとともに、「第5次善通寺市総合計画」など、関連計画との整合性を図りながら計画を策定しています。

4. 計画策定の体制

本計画を策定するにあたって、障がい者に対するアンケート調査および市内活動団体に対するヒアリング調査を実施しました。

また、住民代表や有識者等からなる「善通寺市障がい者福祉基本計画策定委員会」を設置し、専門的立場からご意見等をいただき、計画を策定しました。



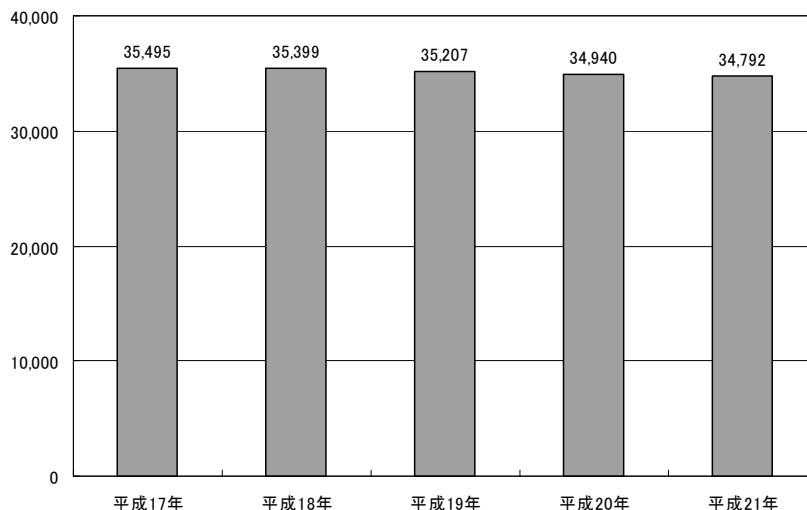
第2章 善通寺市における障がい者等の現状

1. 善通寺市の障がい者施策の現状

(1) 人口と世帯数の状況

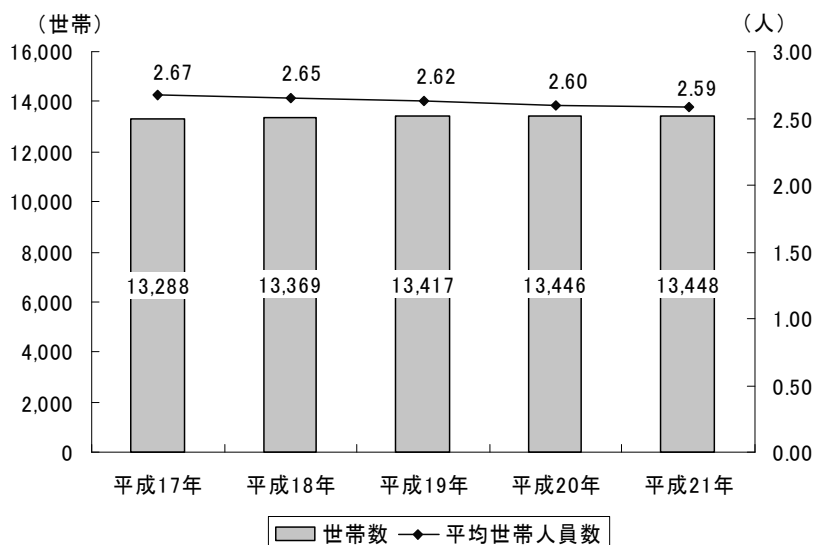
本市の人口をみると、平成17年から平成21年までの4年間で703人減少しており、今後も減少傾向が続くと考えられます。一方、世帯数は増加傾向にあり、人口の減少傾向とあわせてみると、1世帯あたりの平均世帯人員は平成17年で2.67人であったところ、平成21年では2.59人まで減少し、核家族化の進行がうかがえます。

■人口の推移
(人)



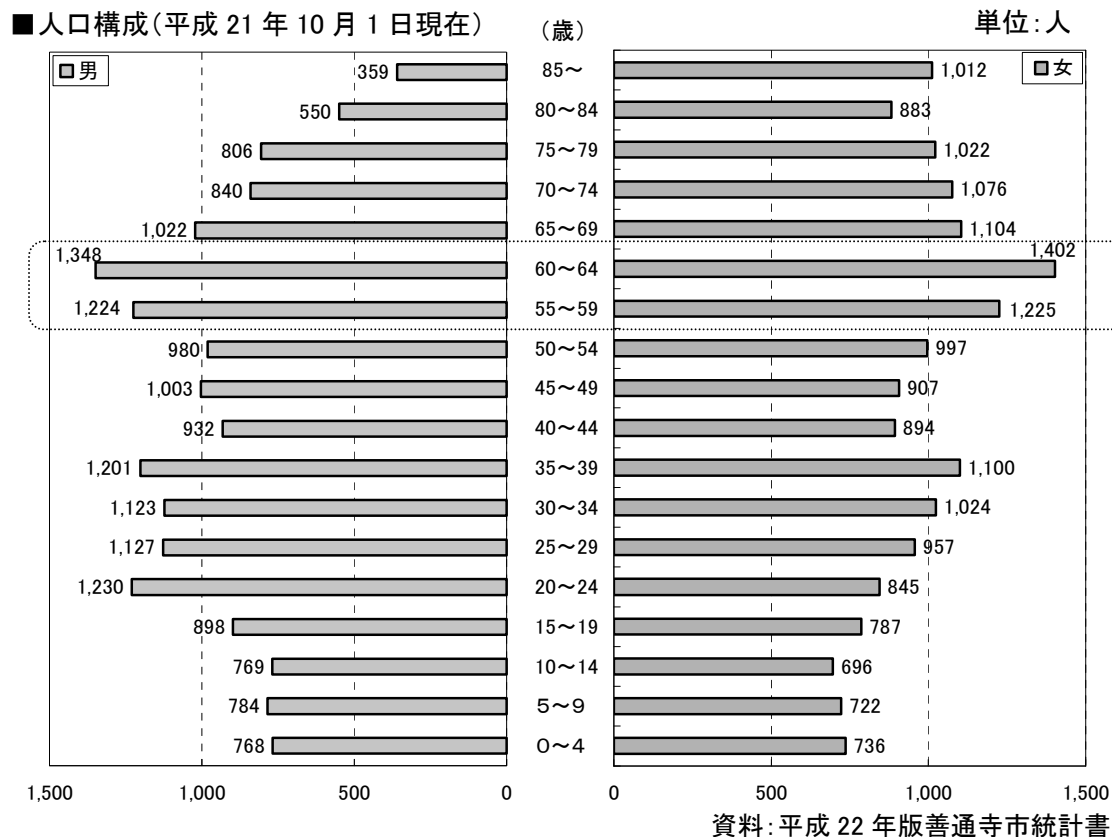
資料：平成22年版善通寺市統計書

■人口および平均世帯人員の推移



資料：平成22年版善通寺市統計書

本市の人口構成状況をみると、男女ともに60～64歳が最も多くなっています。また、男性において、20～39歳人口も多い状況です。



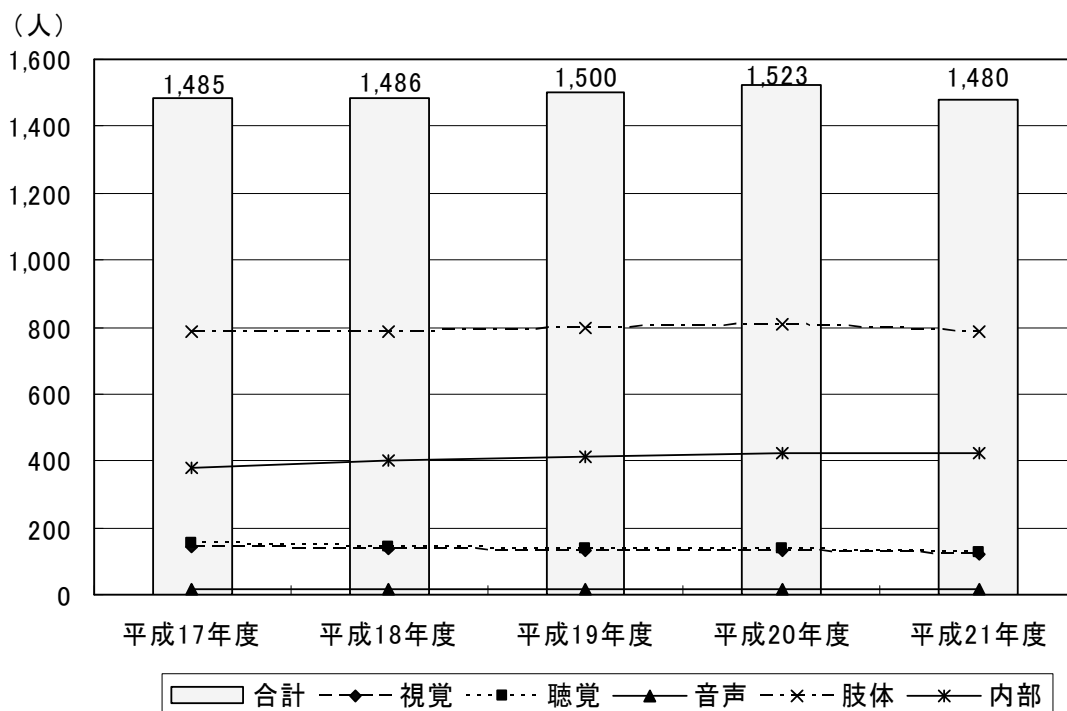
(2) 障がい者の状況

本市の身体障がい者数（身体障害者手帳の所持者数）は、平成 17 年度以降おおむね横ばい状況にあります。平成 21 年度現在においては 1,480 人で、普通寺市の人口に対する割合は 4.3%です。

知的障がい者数（療育手帳の所持者数）は、平成 17 年度以降増減しながら、平成 21 年度現在において 180 人となっており、普通寺市の人口に対する割合は 0.5%です。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 21 年度現在 65 人で、普通寺市の人口に対する割合は 0.2%です。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：普通寺市

平成17年度末

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	37	49	11	8	20	20	145
聴覚	3	43	24	18	1	63	152
音声	2	1	8	6	-	-	17
肢体	158	186	136	167	101	41	789
内部	172	3	90	117	-	-	382
計	372	282	269	316	122	124	1,485

平成18年度末

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	41	41	10	7	19	19	137
聴覚	3	37	20	18	1	65	144
音声	2	1	8	5	-	-	16
肢体	166	176	140	170	96	41	789
内部	182	4	88	126	-	-	400
計	394	259	266	326	116	125	1,486

平成19年度末

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	38	43	12	6	16	17	132
聴覚	2	36	24	17	1	60	140
音声	2	1	9	5	-	-	17
肢体	166	177	149	172	94	39	797
内部	190	3	98	123	-	-	414
計	398	260	292	323	111	116	1,500

平成20年度末

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	37	40	12	7	17	17	130
聴覚	2	36	22	18	1	61	140
音声	2	1	10	5	-	-	18
肢体	165	177	148	194	88	38	810
内部	198	3	106	118	-	-	425
計	404	257	298	342	106	116	1,523

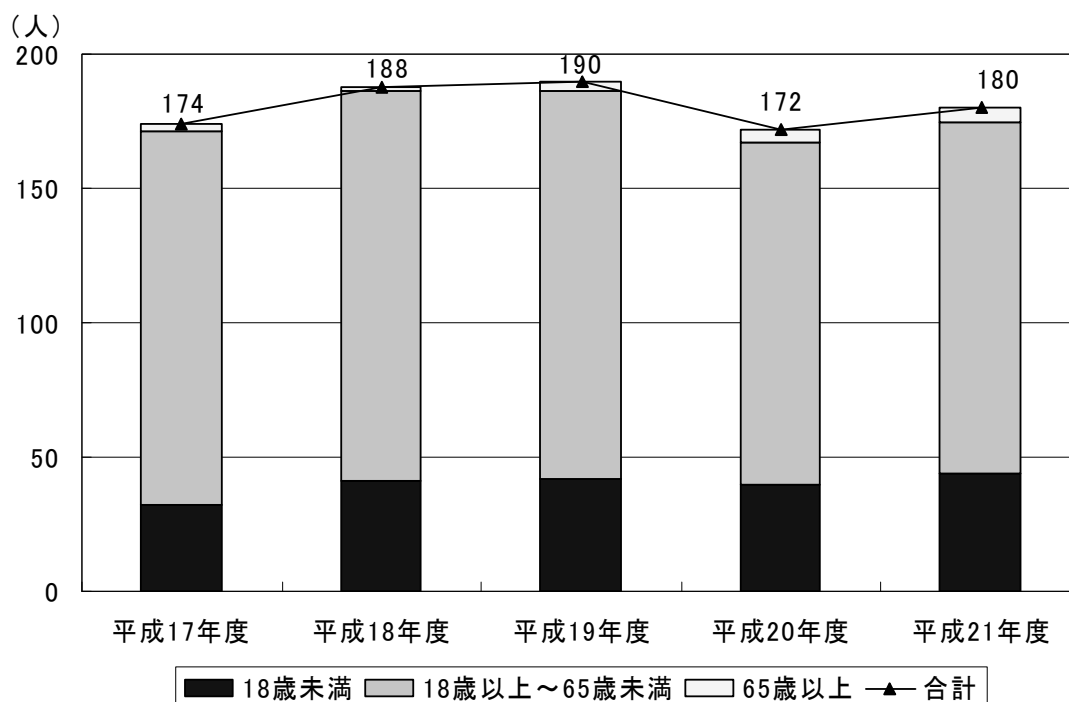
平成21年度末

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	37	36	11	4	16	16	120
聴覚	2	35	21	17	-	53	128
音声	2	1	12	4	-	-	19
肢体	164	162	147	200	78	36	787
内部	200	3	98	124	1	-	426
計	405	237	289	349	95	105	1,480

資料:善通寺市

■療育手帳所持者数の推移



資料: 善通寺市

平成17年度末

単位: 人

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	6	8	7	11	32
18歳以上～65歳未満	28	30	43	38	139
65歳以上	0	2	1	0	3
計	34	40	51	49	174

平成18年度末

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	7	7	12	15	41
18歳以上～65歳未満	30	27	44	44	145
65歳以上	0	1	1	0	2
計	37	35	57	59	188

平成19年度末

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	9	7	12	14	42
18歳以上～65歳未満	29	29	44	42	144
65歳以上	0	1	2	1	4
計	38	37	58	57	190

資料: 善通寺市

平成20年度末 単位:人

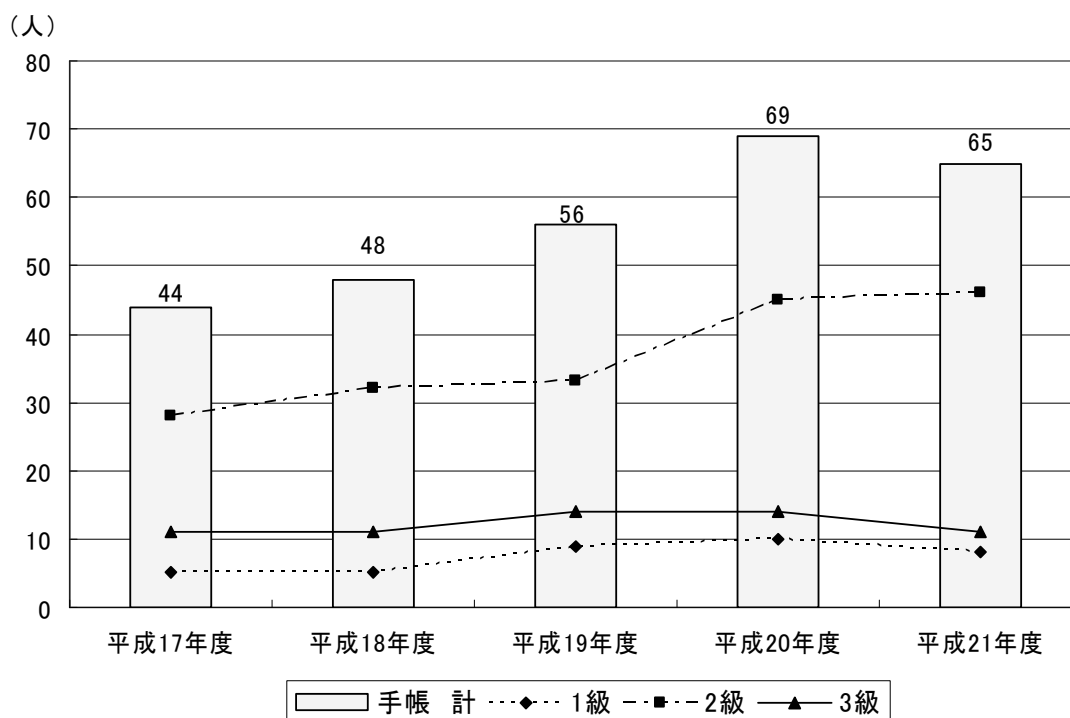
	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	8	9	13	10	40
18歳以上～65歳未満	22	23	38	44	127
65歳以上	1	1	2	1	5
計	31	33	53	55	172

平成21年度末 単位:人

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳未満	10	10	11	13	44
18歳以上～65歳未満	24	23	41	43	131
65歳以上	1	1	2	1	5
計	35	34	54	57	180

資料:善通寺市

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:善通寺市

単位:人

	1級	2級	3級	手帳計
平成17年度末	5	28	11	44
平成18年度末	5	32	11	48
平成19年度末	9	33	14	56
平成20年度末	10	45	14	69
平成21年度末	8	46	11	65

資料:善通寺市

(3) アンケート調査の概要

ア 調査の目的

障がい者が善通寺市において安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、第2次善通寺市障がい者福祉基本計画を見直し、今後の障がい者施策を推進していくための基礎資料を作成するため、アンケート調査を実施しました。

イ 調査設計

第3次善通寺市障がい者福祉基本計画にかかるアンケート調査	
調査地域	善通寺市全域
調査対象者	善通寺市内で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、および各種手帳を持たず障がい福祉サービスを利用している人
配布数	1,648 部
抽出法	悉皆
調査時期	平成 22 年8月中旬
調査方法	郵送法による配布回収

ウ 回収結果

単位：部・%

	配布数	回収数	回収率
回収結果	1,648	833	50.5

(4) 団体ヒアリング調査の概要

ア 調査の目的

障がい者団体や当事者の方から障がい者福祉に関するご意見をおうかがいし、アンケート調査や統計資料だけでは把握できない、現場の生の声を計画に反映させるため、市内の施設・団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

イ ヒアリング対象団体

市内で活動されている身体・知的・精神障がい者にかかわる施設・団体（7団体）

ウ ヒアリング実施日一覧

	区分	団体名称	日付
1	重度の身体	マーガレットの会	平成 22 年 8 月 30 日
2	身体・知的	善通寺希望の家父母の会	平成 22 年 9 月 6 日 平成 22 年 10 月 4 日
3	身体・知的	善通寺市心身障害児(者)父母の会	平成 22 年 9 月 21 日
4	精神	地域活動支援センター リトルウエスト	平成 22 年 9 月 28 日
5	精神	家族のつどい	平成 22 年 10 月 8 日
6	精神	ふれあいポート	平成 22 年 10 月 13 日
7	発達障がい	ほめまるの会	平成 22 年 10 月 25 日

第3章 施策体系

1. 計画の基本理念

前計画の「障がいのある人とない人がライフステージのすべての段階においてお互いに尊重しあい、ともに生活し活動していくことのできる社会づくり」の考え方を踏襲し、第3次善通寺市障がい者福祉基本計画の基本理念を次のように定めます。

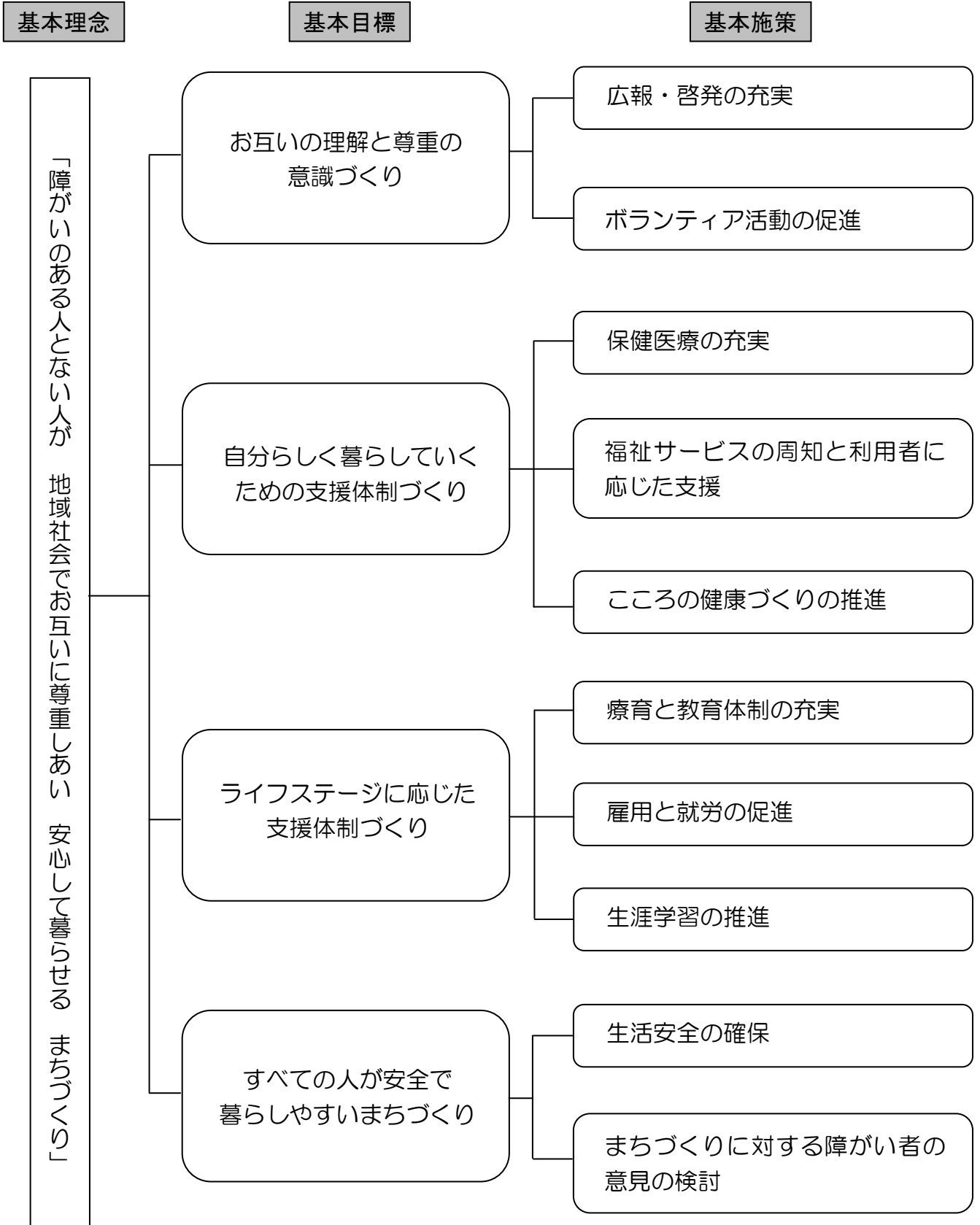
「障がいのある人とない人が 地域社会でお互いに尊重しあい
安心して暮らせる まちづくり」

2. 計画の基本目標

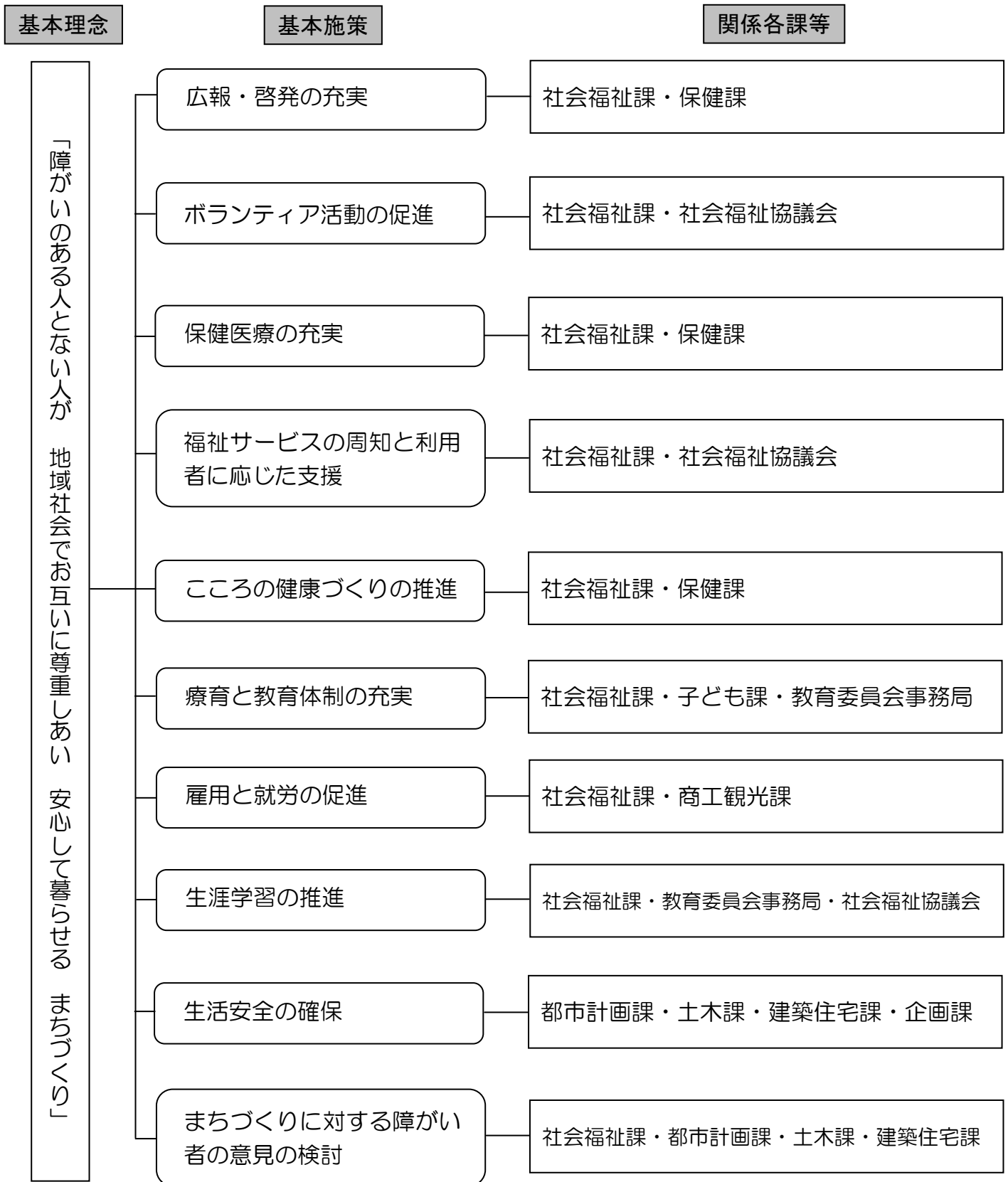
基本理念を実現するための施策を導くために、次の4つを基本目標とします。

- (1) お互いの理解と尊重の意識づくり
- (2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり
- (3) ライフステージに応じた支援体制づくり
- (4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

3. 計画の体系図



4. 計画における関係各課の連携図



第4章 施策の展開

1. 善通寺市における施策の展開

(1) お互いの理解と尊重の意識づくり

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、障がいのある人とない人がともに生きる社会環境づくりをめざすノーマライゼーションの理念を実現することが重要です。

アンケート調査結果におけるまちづくりへの要望をみると、「市民に対する啓発を充実し、障がい者への理解を深める」ことへのニーズが身体・知的・精神の3障がいすべてにおいて高くなっており、障がい者が本市で安心して暮らしていくためには、市民の障がいに対する理解が最も重要であることがうかがえます。

今後、障がいについての正しい知識を広め、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあうノーマライゼーションの考え方を普及するとともに、障がいへの理解を深めていきます。

また、市内施設・団体対象の団体ヒアリングの結果によると、「支え合いの人づくり」に対しても意見が多く、障がい者が地域で生活していくためには、地域の方の理解が必要であり、自然に声をかけあえることができるような地域社会づくりが求められています。

そのため、地域で暮らす住民や障がい者団体、ボランティア団体、企業等と協働し、障がい者を地域で支える体制づくりをめざします。

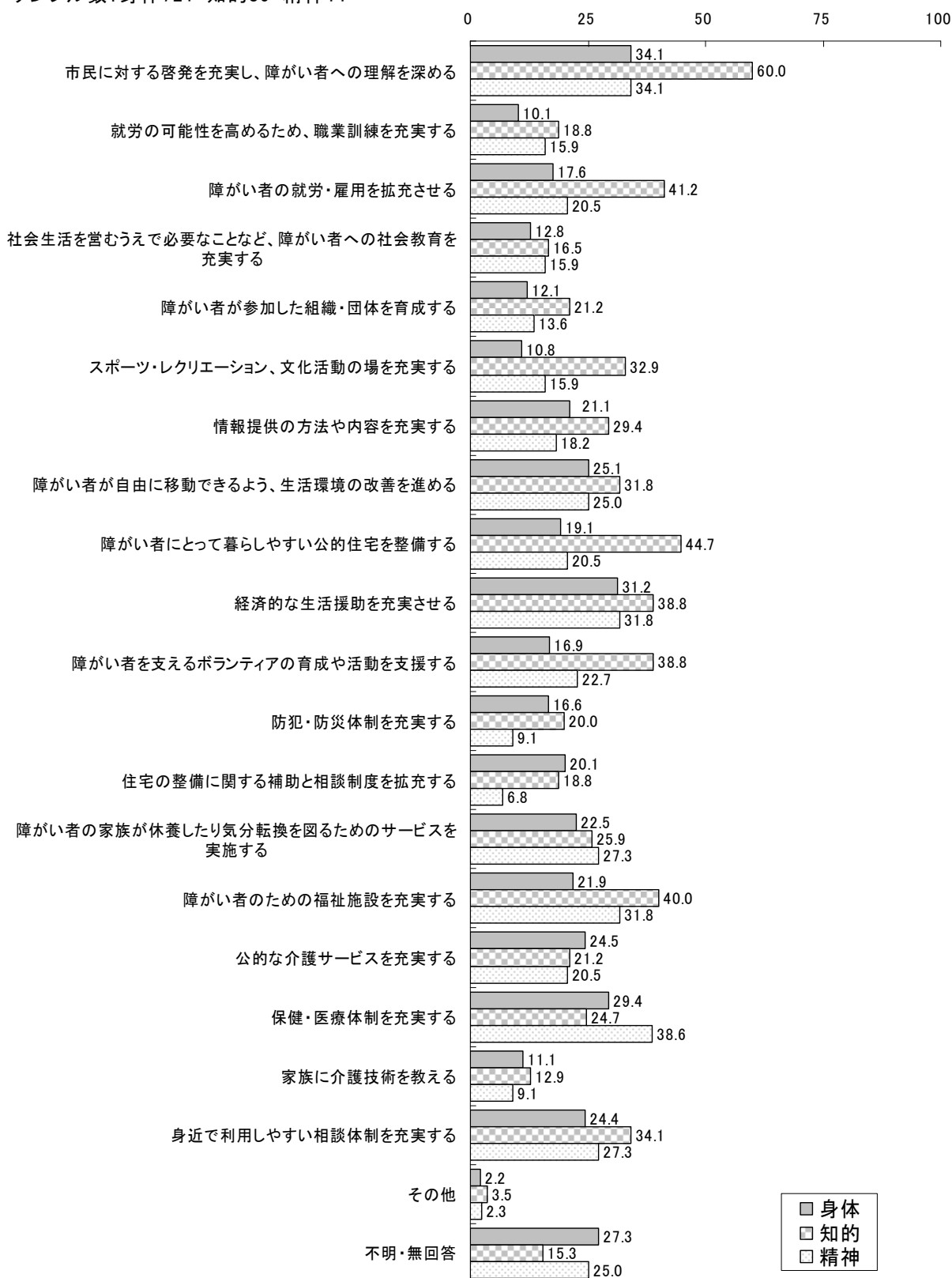
■ まちづくりへの要望（行政で充実させるべきだと思ふ施策）

	【身体】	【知的】	【精神】
1	市民に対する啓発を充実し、障がい者への理解を深める		
2	経済的な生活援助を充実させる	障がい者にとって暮らしやすい公的住宅を整備する	保健・医療体制を充実する
3	保健・医療体制を充実する	障がい者の就労・雇用を拡充させる	障がい者のための福祉施設を充実する

■ まちづくりへの要望（行政で充実させるべきだと思う施策）

サンプル数：身体721・知的85・精神44

単位：%



資料：平成 22 年障がい者アンケート調査結果

【障がいへの理解促進】

- 地域の中で、障がいのある人とない人が一緒にいるのが当たり前の状況がいい
- まだまだ障がい者の理解に対する啓発が必要だと思う
- 障がいのある・ないという壁(分け方)はなくしたい
- 市内には、大学があるので、学生などにおいて車いすに対する理解は進んでいると思うが、市内全体としては障がいに対する理解が進んでいないと思う(職場など)
- 障がい者本人が、自分が人と違っていると認識している場合、本人において人の目が気になるということがあるが、そういう人が社会で生活しやすいように、理解を求めることが必要だと思う
- 人の理解を深めるためには、直に障がいのある人とない人がふれあうことが大切だと思う
- 知的および精神障がいに対する理解が遅れている
- 保健所がしている家族に対する勉強会等に行く人は家族の障がいを前向きに捉えていると思うが、いかない人が大半なので理解が進まないと思う
- 家族のつどいなどでは、障がいのない人等が参加して、客観性を持たせた方が、障がいについて勉強できると思う
- 病気への理解に向けて、啓発および教育が必要
- 精神疾患の知識不足。もっと知識や情報があれば病にかかっても早く対応できる

資料：平成 22 年障がい者団体ヒアリング調査結果

【基本施策】ア 広報・啓発の充実

【支え合いの人づくり】

- 地域の見守り役がいらない
- 障がい者を支えるボランティアの育成や活動を支援するなど、障がい者にかかわってくれる人が必要
- サークル活動が活動者が面倒くさくなって、なくなっている現状がある
- もっと本人に地域で声をかけてくれたり、本人を理解してくれる人が増えてほしい
- ボランティアを通じて、障がいへの理解が広まればいいと思う
- 障がい者でも受け入れてくれるようなレクリエーション団体があればよい
- わかってくれる人がいることがよい

資料：平成 22 年障がい者団体ヒアリング調査結果

【基本施策】イ ボランティア活動の促進

【情報】

- 高齢の介助者に情報が伝わっていないことが多い(インターネットなどを利用しない人が多いなど)
- 障がい福祉サービス名など専門用語は、利用していない人には理解しづらい
- 民生委員はどこまで情報を把握できているのか。誰がどんな情報を持っているのかわからない
- 団地など、自治会がないところは広報がまわってこない
- 小児病院から情報を得ることが多い(病院などに情報紙やちらしがあればみやすい)
- 現在、高齢の障がい者の方はどう生活されているのか、知りたい
- 広報に、障がい者の日々の活動を掲載して、障がいの理解を広めるとともに、参加者を募るなど、少しずつでもいいので、日々の活動をお知らせしてほしい
- ショートステイの場所(サービスが使えるところ)がわからない
- 市のイベントが障がい者に伝わっていない。広報に掲載しても、伝わっていない
- 市が障がい者に対して、何かしているということをアピールや伝えてくれると心強い
- 市のHPが更新が遅く、使いづらい
- 会の方に情報が入ってきたら、相談などで力になれることがあると思うが、情報が入ってこないため、なかなかかかわるのが難しい
- 保健師さんなどがもっと情報を発信してくれればと思う
- 広報の福祉のページはあまりみていない
- 就労と生活についての情報を広報に載せてほしい
- レクリエーション団体(クラブ)がどこにいるのかわからない

資料:平成22年障がい者団体ヒアリング調査結果

【基本施策】ア 広報・啓発の充実
イ ボランティア活動の促進

ア 広報・啓発の充実

重点 施策	① 広報・啓発の促進
	② 交流・ふれあいの促進
	③ 障がい者への理解の促進

【重点施策の内容】

① 広報・啓発の促進

市の広報紙を利用した広報・啓発活動を継続的に行うとともに、国・県などのパンフレットや冊子、ポスター等を有効に活用していきます。

また、インターネットによる情報提供についても、定期的な見直しや更新をしながら最新の情報を提供していくよう努めます。

- 「広報ぜんつうじ」、冊子、パンフレットによるわかりやすい広報・啓発
- 声の広報の利用促進
- インターネット（ホームページ）への適切な情報の掲載
- ポスターの掲示による啓発の促進（障がい者の日・障がい者週間・知的障がい者福祉月間・精神保健普及運動・障がい者雇用促進月間）

② 交流・ふれあいの促進

健康と福祉のイベントや「ふれあい福祉まつり」など、市内で行われる行事に誰もが参加できるようイベントの企画および支援を行います。

また、「仲多度・善通寺地区ふれあいスポーツ祭り」を継続的に実施し、積極的な周知を行い、参加を促進していきます。

- イベントの企画および支援による交流・ふれあいの促進
- 仲多度・善通寺地区ふれあいスポーツ祭りの実施
- 社協ふれあい福祉まつりの開催

③ 障がい者への理解の促進

「しあわせプラン・ぜんつうじ（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の実施による住民の意識啓発を行うとともに、地域においてお互い、顔の見える関係づくりに向けたまちづくりを行います。そして、身体・知的障がいへの理解の促進だけでなく、精神・発達障がいに対する理解を深めるために啓発をしていきます。

また、職員などの一層の資質向上のために当事者や団体との交流を通じて、真のニーズを捉えるよう努めます。

- 住民の意識啓発による障がい者への理解の促進

イ ボランティア活動の促進

重点
施策

- | |
|-------------------|
| ① ボランティア活動の促進 |
| ② 団体および家族会への支援 |
| ③ 見守りネットワークづくりの推進 |

【重点施策の内容】

① ボランティア活動の促進

市民ニーズが多様化する中で、地域住民の参加・参画により、自由かつ継続的に安定した活動が行われるよう基盤整備を行い、ボランティア・市民活動センターを通じて、福祉に関連するボランティアの情報提供や人材育成を図ります。

- ボランティア・市民活動センター事業（仮称）の実施

② 団体および家族会との協力

市内で活動する団体および家族会と協力し、連携することにより地域における福祉活動の強化を図ります。また、ピアサポート活動の実施に対し協力することで当事者同士による理解や支えあいを促進し、地域で生活する障がい者のネットワークづくりをめざします。

- 障がい者福祉団体および家族会との協力

③ 見守りネットワークづくりの推進

高齢者や障がい者の地域や家庭での孤立を防ぐため、疾病や障がいに対する理解を深めるとともに、自治会などの地域組織、民生委員・児童委員との連携および協力体制の確保により、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう見守りネットワークづくりの推進を図ります。

- ふれあいいきいきサロン事業の実施
- 障がい者支援の組織づくり
- 自殺防止対策の実施

(2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、生活を営んでいくうえで、心身の健康保持は重要です。

アンケート調査結果における将来の生活に対する不安をみると、「健康や体力のこと」について不安に感じている方が多くなっています。また、「収入などの経済的なこと」についても不安に感じている方が多く、これらの不安解消への支援が必要です。

また、現在実施されている福祉サービスの推進状況について、アンケート調査結果における制度やサービスを利用していない理由をみると、「そのような制度があるのを知らなかった」「利用の仕方がわからない」「費用がかかる」が多くなっています。

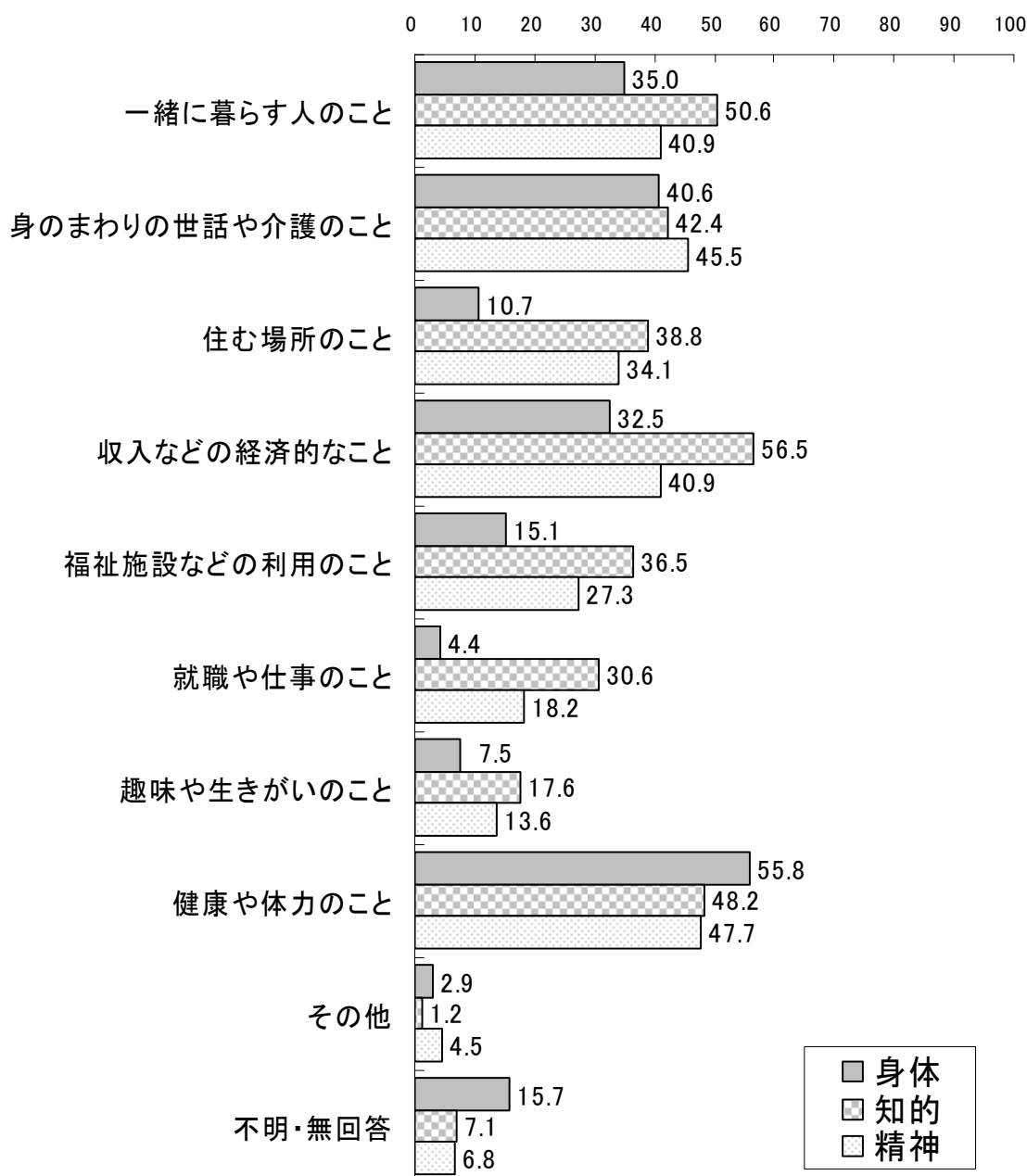
障がい者の特性に応じた保健・医療・福祉施策の充実を図るとともに、現在行われている福祉サービス制度の適切な運用および周知を図り、保健・医療・福祉が一体となった総合的な支援体制づくりをめざします。

■ 将来の生活に対する不安

	【身体】	【知的】	【精神】
1	健康や体力のこと	収入などの経済的なこと	健康や体力のこと
2	身のまわりの世話や介護のこと	一緒に暮らす人のこと	身のまわりの世話や介護のこと
3	一緒に暮らす人のこと	健康や体力のこと	一緒に暮らす人のこと、収入などの経済的なこと

サンプル数：身体721・知的85・精神44

単位：%



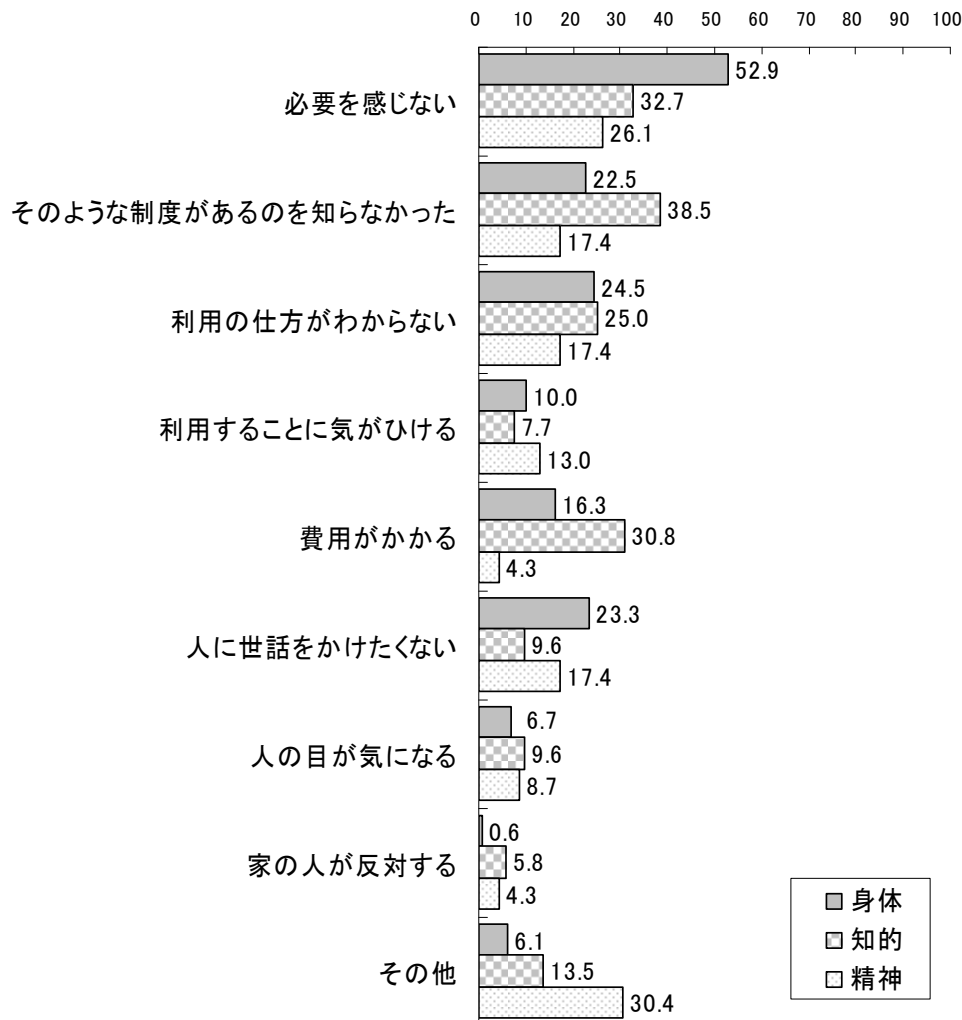
資料：平成22年障がい者アンケート調査結果

■ 制度やサービスを利用していない理由

	【身体】	【知的】	【精神】
1	必要を感じない	そのような制度があるの を知らなかった	その他
2	利用の仕方がわからない	必要を感じない	必要を感じない
3	人に世話をかけたくない	費用がかかる	そのような制度があるの を知らなかった、利用の 仕方がわからない、人に 世話をかけたくない

サンプル数：身体510・知的52・精神23

単位：%



資料：平成22年障がい者アンケート調査結果

【将来への不安】

- 障がい者をみている介助者が高齢者になった時のことを考えると心配である(本人の今後のことなど)
- 介助者が中年、高年になってくると、「障がい者」「高齢者」とみる人が多くなり、負担が増える一方で不安
- 親がいなくなった時に、入所やグループホーム、ケアホームに入り、生活場所を確保できるのか
- 親がいなくなった時に、「ついのすみか」となるところは整備されているのか
- 親も本人も将来の行く末が不安
- 現在、将来を見据えて、家族がどうあるべきか。将来にどうそなえたらいいのかわからない
- 現状で、介助者がいるため、特に生活等に困っていなくても、介助者が入院するなど、何か1つでも現状がくるってしまうと生活が成り立たないと思う
- 介助者が入院した時に、障がい者が急に1人になり、ものすごく困ったことがある。親などの介助者がいなくなった時にそなえて、自立できる環境づくりが必要
- 子どもが学生のうちは特に心配はないが、学校を修了したら、昼間の時間をどこで過ごすかが困る

資料：平成 22 年障がい者団体ヒアリング調査結果

- 【基本施策】
- ア 保健医療の充実
 - イ 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援
 - ウ こころの健康づくりの推進

【日常生活での困りごと】

- 重度障がい者を預ける時には、ヘルパーと看護師の2人をお願いしないと行けない場合がある。2人同時にみてもらいたい希望はあるが、難しい
- 施設に預けたいと思うが、重度の人は断られる場合がある
- 介助者も生活することで精一杯で、障がい者本人がその年代にあった楽しみ方をすることができない(映画に行くなど)
- 障がい者本人が1人だけで遊べるような場所がほしい(親が介助しなくてよい)
- 市内で行っているサークルにヘルパーを使っていけるような状況がいい
- 平日は各施設に通っているので特に問題はないが、休日のすそ場所がほしいと思う
- もう少しヘルパーに余裕があり、急な時にも対応してくれる体制がいいと思う
- 緊急な時の受け皿がない
- 障がいだからといって付き合うのではなく、一般人として一緒に生活してほしい
- 話を聞いてくれる人がほしい
- 居場所がほしい

資料:平成22年障がい者団体ヒアリング調査結果

- 【基本施策】
- ア 保健医療の充実
 - イ 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援
 - ウ こころの健康づくりの推進

ア 保健医療の充実

重点施策	① 疾病の予防および早期発見
	② 医療の充実
	③ 難病患者への在宅福祉サービスの充実

【重点施策の内容】

① 疾病の予防および早期発見

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、疾病の早期発見・早期治療は重要と考えられます。そのため、各種検診を実施するとともに、受診率向上に向けての取り組みを行います。

また、各種がん検診や特定健康診査等において、医療機関などの関係機関との連携を深め、フォロー体制の充実に努めます。

- 人間ドック・各種がん検診の実施
- 保健師による検診後精密検査未受診者を訪問指導
- 特定健康診査の実施
- 特定保健指導終了後のヘルスアップフォロー事業の実施

② 医療の充実

病状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、市内の医療機関や相談支援事業所、周辺の市町および県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。

また、広報紙やパンフレット等により、自立支援医療や重度心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

- 自立支援医療（更生・精神）の実施および周知
- 重度心身障害者医療制度の実施および周知
- 医療機関との連携によるリハビリテーションのできる施設の活用

③ 難病患者への在宅福祉サービスの充実

広報紙等により難病患者等居宅生活支援事業の趣旨、内容について周知を図り、利用の促進に努めます。

また、中讃保健福祉事務所や医療機関、民生委員等との連携を深め、難病患者が相談できる窓口の充実をめざします。

- 新たな難病患者への支援
- 関係機関（中讃保健福祉事務所）との連携

イ 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援

重点施策	① 在宅福祉サービスの充実
	② 施設福祉サービスの充実
	③ 生活安定施策の充実
	④ 相談体制の整備および円滑な運営体制づくり
	⑤ 権利擁護の確立

【重点施策の内容】

① 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスに関する情報の周知を徹底するとともに、居宅介護（ホームヘルプサービス）をはじめとする在宅生活を支援するサービスにおいて、障がい種別や障がい程度に応じたきめ細かな対応および質の高いサービスが提供されるよう働きかけていきます。

- 制度の周知徹底
- ホームヘルプ、短期入所などの在宅福祉サービスの充実
- 日常生活用具給付事業の適切な実施
- 補装具費支給の適切な実施

② 施設福祉サービスの充実

施設福祉サービスの周知徹底を図るとともに、施設入所支援については、障がい程度区分に基づき、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるよう、必要量の確保に努めます。

また、障がい者の特性に応じた質の高い施設サービスの提供や利用者の人権に配慮した適切な支援を行うことができるよう働きかけていきます。

- 制度の周知徹底
- 自立訓練、就労継続支援、施設入所などの施設福祉サービスの適切な実施

③ 生活安定施策の充実

障がい者が地域で安心・快適な生活を送ることができるよう、各種制度の周知徹底に努めるとともに、生活の場を確保するための居住サポート事業実施の検討やグループホーム・ケアホームの誘致に関する検討を進めていきます。

- 放送受信料などの各種減免制度の周知
- 心身障害者扶養共済制度の周知
- 自動車運転免許取得費および改造費の助成
- 障害基礎年金の案内と各種福祉手当の支給
- 入院時コミュニケーション支援事業の検討
- 居住サポート事業の検討
- グループホーム・ケアホームの誘致に関する検討

④ 相談体制の整備および円滑な運営体制づくり

障がい者やその家族が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、主に相談支援事業所「ふらっと」「はなその」と連携をとりながら、関係機関等との協力を行い、相談支援体制を整備します。

- 関係機関と連携した相談支援、療育訪問指導などの実施

⑤ 権利擁護の確立

近年、消費者問題がより複雑化する中で、障がい者や高齢者が被害に遭わないよう、あらゆる機会を積極的に活用して、消費生活情報の提供や啓発・教育の推進および成年後見制度の周知および支援体制の強化に努めます。

また、判断能力に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用支援・日常的な金銭の管理の支援・大切な書類の預かり（年金証書・印・通帳など）の支援を行う日常生活自立支援事業の推進に努めます。

- 成年後見制度の周知および支援体制の強化
- 日常生活自立支援事業の推進
- 関係機関と連携した虐待、金銭詐取の防止強化

ウ こころの健康づくりの推進

重点
施策

① 精神保健福祉対策の推進

② 専門職の人材確保

【重点施策の内容】

① 精神保健福祉対策の推進

相談支援事業所等と連携をとりながら精神障がい者または心に病を持つ人に対し、相談体制の整備に努めるとともに、障がい福祉サービスの適切な実施を図ります。また、精神通院医療についても相談を受ける際に案内し、医療を受けられるような体制づくりを推進します。

- 精神保健福祉相談の充実
- 精神通院医療費の助成

② 専門職の人材確保

市に精神保健福祉士等の人材を継続して配置し、精神障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、相談体制を充実していきます。

- 精神保健福祉士等の配置

(3) ライフステージに応じた支援体制づくり

【現状と課題】

障がい児に対する保育・療育や就学前教育により、子どもの可能性を伸ばし、それぞれの個性・能力を発揮することは、将来、社会的に自立するために重要なことです。そのため、障がいの早期発見・早期療育の取り組みや子どもの個性を伸ばす就学前から学校教育への一貫性のある支援体制と、円滑な移行ができる取り組みが重要になってきます。

一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、必要な関係機関と連携を図りながら、療育支援事業の充実をめざします。

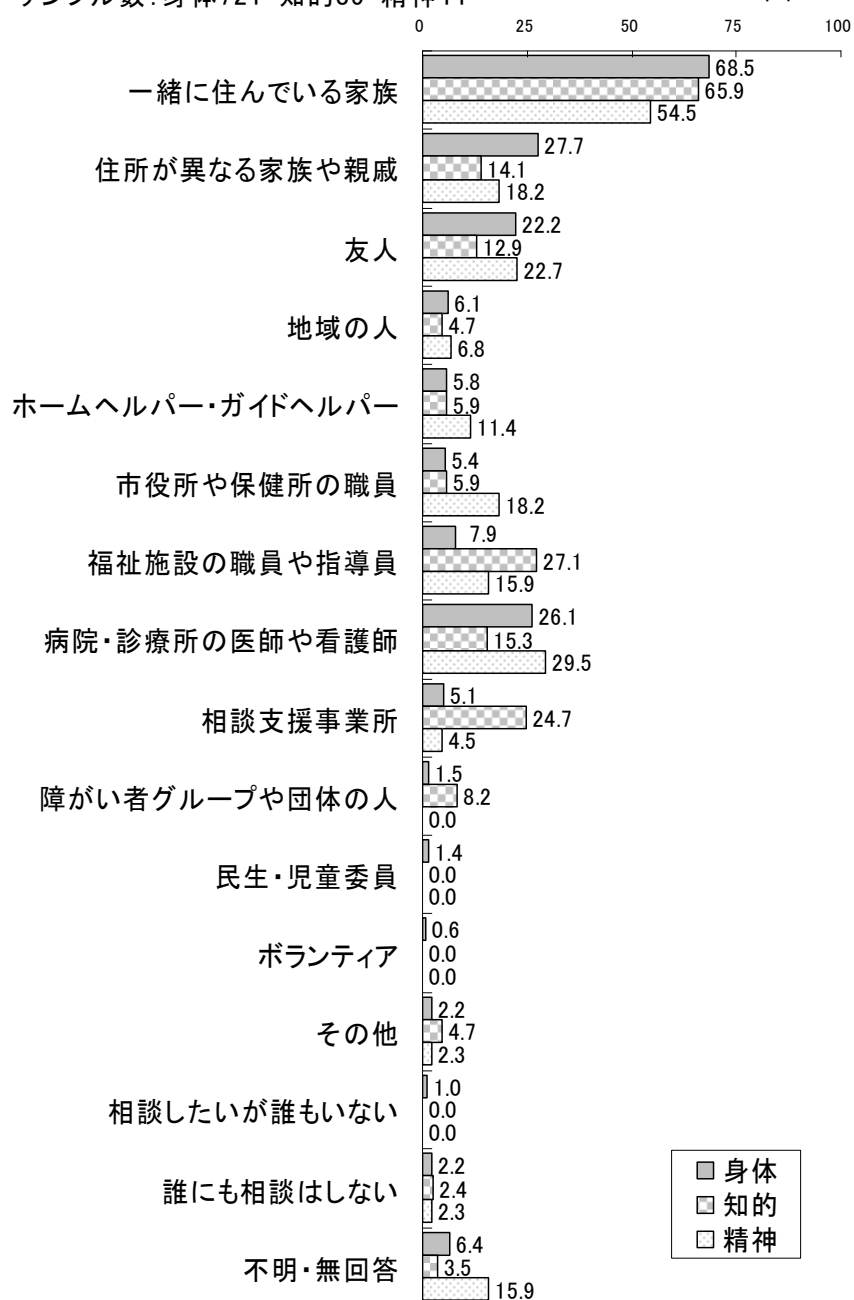
また、障がい者（児）本人や障がい者（児）の保護者において、子育てに対する不安や将来への不安は大きなものです。アンケート調査結果における日常の相談相手をみると、「一緒に住んでいる家族」がすべての障がいにおいて多くなっています。障がいの理解促進や障がい福祉サービス、相談機関についての情報の周知徹底を図ることが重要です。また、医療機関や相談支援事業所等とも連携を図りながら、相談支援体制を整えることも必要です。

そして、ライフステージに応じ、障がい者が自立した生活を送るためには、就労の機会の確保等が必要となります。アンケート調査結果における就労において解決すべき課題をみると、「事業主の理解」および「障がい者の就労を支援する相談窓口の設置」が多くなっており、障がいに対する理解を促進し、就労できる環境づくりが求められています。

■ 日常の相談相手

	【身体】	【知的】	【精神】
1	一緒に住んでいる家族		
2	住所が異なる家族や親戚	福祉施設の職員や指導員	病院・診療所の医師や看護師
3	病院・診療所の医師や看護師	相談支援事業所	友人

サンプル数：身体721・知的85・精神44 単位：%



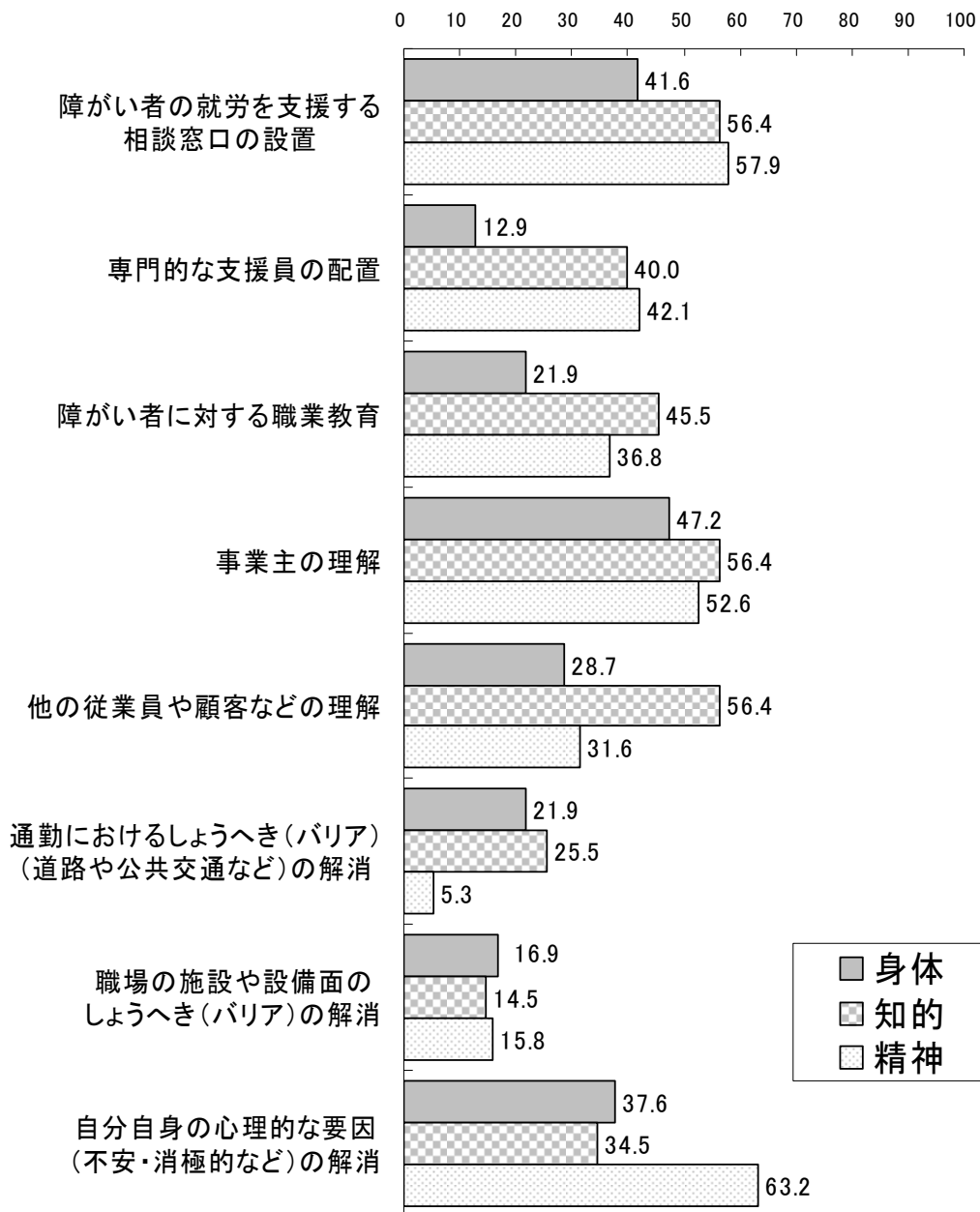
資料：平成 22 年障がい者アンケート調査結果

■ 就労において解決すべき課題

	【身体】	【知的】	【精神】
1	事業主の理解	事業主の理解、障がい者の就労を支援する相談窓口の設置、他の従業員や顧客などの理解	自分自身の心理的な要因の解消
2	障がい者の就労を支援する相談窓口の設置		障がい者の就労を支援する相談窓口の設置
3	自分自身の心理的な要因の解消		事業主の理解

サンプル数：身体721・知的85・精神44

単位：%



※不明・無回答を除く

資料：平成22年障がい者アンケート調査結果

【発達障がいへの支援】

- 先生たちに発達障がいについて知識を持っていただき、補助や特別学級の先生には専門の対応を学んだ人がついてくれるよう人材育成をしてほしい
- 子ども、親、学校の先生すべてがスキルアップできるような勉強会や情報が入りやすい場所をつくってほしい
- 発達障がい児が利用できる場所をつくってほしい
- 福祉施設や介護サービスがあるのに、知らなかったり、活用しない人が多いと思う
- 発達障がい等のある子どもたちがいるということを、学校全体の保護者にも理解してほしい
- 日々の生活の中にも違和感なく障がいについて知ることができたらいいと思う
- 相談するところを探しても、相談窓口がわかりにくい

資料：平成 22 年障がい者団体ヒアリング調査結果

【基本施策】ア 療育と教育体制の充実

ア 療育と教育体制の充実

重点施策	① 早期療育体制の充実
	② 障がい児教育の充実
	③ 発達障がいのある子どもに対する支援
	④ 障がい者（児）への理解の促進

【重点施策の内容】

① 早期療育および相談体制の充実

障がいの早期発見から早期療育への対応を行い、障がい児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、教育・福祉・保健・医療等の関係機関が連携し、保護者や障がい児の状態に応じた相談支援が行えるような体制整備に努めます。

- 子どもの発達に関する相談体制の充実および普及啓発
- 関係機関の連携強化（サポートファイル「かけはし」の活用）
- 相談支援事業所や児童デイサービス事業所等との連携強化

② 特別支援教育の充実

障がい児の心身の状況を正確に把握することに努めるとともに、教員および保育士等の障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達が促進されるよう努めます。また、市内の学校、幼稚園および保育所施設において、教室の段差の解消・スロープの設置などを行う等、適切な施設整備に努め、障がい児の受け入れを促進します。それから、関係各課、相談支援事業所および学校等（スクールソーシャルワーカー）との連携により相談窓口の充実を図ります。

- 障がい児の受け入れ促進
- 学校、幼稚園および保育所施設のバリアフリー化の推進

③ 発達障がいのある子どもに対する支援

学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・高機能自閉症などの発達障がい等を含む特別支援教育を適切かつ効果的に進めるため、教員等の育成確保に努めます。また、発達障がいについて理解を深めるため、家族会の活動を支援するとともに広報等による啓発を図ります。

- 専門知識を持つ教員および保育士等の育成・確保
- 発達障がいに関する広報・啓発の促進
- 家族会への支援

④ 障がい者（児）への理解の促進

障がい者（児）と児童の交流会や季節行事を通じて、交流の機会を増やし、身体障がいのみならず精神・知的障がいに対する理解を深めていくとともに、障がい者（児）とのコミュニケーション方法の取得など小・中学生の福祉体験を充実させ、心のふれあう福祉のまちづくりを進めていきます。

- 社会教育による障がい者（児）への理解の促進

イ 雇用と就労の促進

重点施策	① 雇用の啓発と関係機関との連携
	② 雇用の促進
	③ 福祉就労の場の確保と支援

【重点施策の内容】

① 雇用の啓発と関係機関との連携

公共職業安定所および障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、事業主に対し、障がい者雇用に関する助成金制度や法定雇用率制度等の各種制度の周知を図ります。また、障がい者が安心して働くことができるよう、職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。

- 関係機関と連携した障がい者雇用に関する啓発の実施

② 雇用の促進

障がい者と事業所との相互理解を深めながら障がい者の職場定着の促進のため、ジョブコーチ（就労援助指導員）制度の活用やワークシェアリングなどの就労のあり方を公共職業安定所および障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と検討していきます。また、就労の場の選択肢拡大をめざし、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行います。

- 関係機関と連携した障がい者の職場定着の促進

③ 福祉就労の場の確保と支援

事業所と連携して、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）の利用促進を図るとともに、地域に密着した幅広い活動ができるよう、地域活動支援センター等に対し、法制度に基づき運営費等の支援を行っていきます。

また、イベント等において障がい者施設製品を販売することによって事業所を支援していきます。

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用促進
- 地域活動支援センターなどへの支援
- 障がい者施設製品の販売支援

ウ 生涯学習の推進

重点 施策	① レクリエーション・文化活動の推進
	② 社会参加の機会の提供

【重点施策の内容】

① レクリエーション・文化活動の推進

障がい者の技能の向上を図るため、文化活動を実施する団体等と協力していきます。また、スポーツ・レクリエーションイベントを通し、障がい者とのふれあいによるお互いの理解の促進をめざします。また、障がい者が楽しくスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう施設の整備改善に努めます。

- 文化活動への協力
- スポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施
- 公共施設のバリアフリー化

② 社会参加の機会の提供

高齢者や車いす利用の障がい者等や、その家族の方を中心に広く市民に対して、市内の公共施設設備や介護・福祉施設等を効果的に利用できる情報を提供するために作成した「ふくしまップ」の周知を図り、障がい者の社会参加の推進や障がい者に対する理解への啓発・広報を推進します。

また、高齢者等の生きがいづくり・社会参加を促進し、閉じこもり予防・介護予防を目的に地区社協と連携し、地区の実情に応じて外出支援を行います。

- 高齢者等外出支援事業の実施
- ふくしまップの周知

(4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

障がい者が地域の中で安心して暮らしていくために、安全性や利便性、快適性が確保された環境が大切です。アンケート調査結果の外出の際の困りごと、不便なことをみると、「公共交通機関（電車、バスなど）が利用しづらい」が多くなっています。すべての人が安心して安全に暮らせるまちづくりを行うため、公共施設や住環境等を中心とするバリアフリー化を促進するとともに、災害時や緊急時においても必要な支援を受けることができるよう、総合的なユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。その際には、障がい者が暮らしやすいまちづくりとして、障がい者の意見を検討していきます。

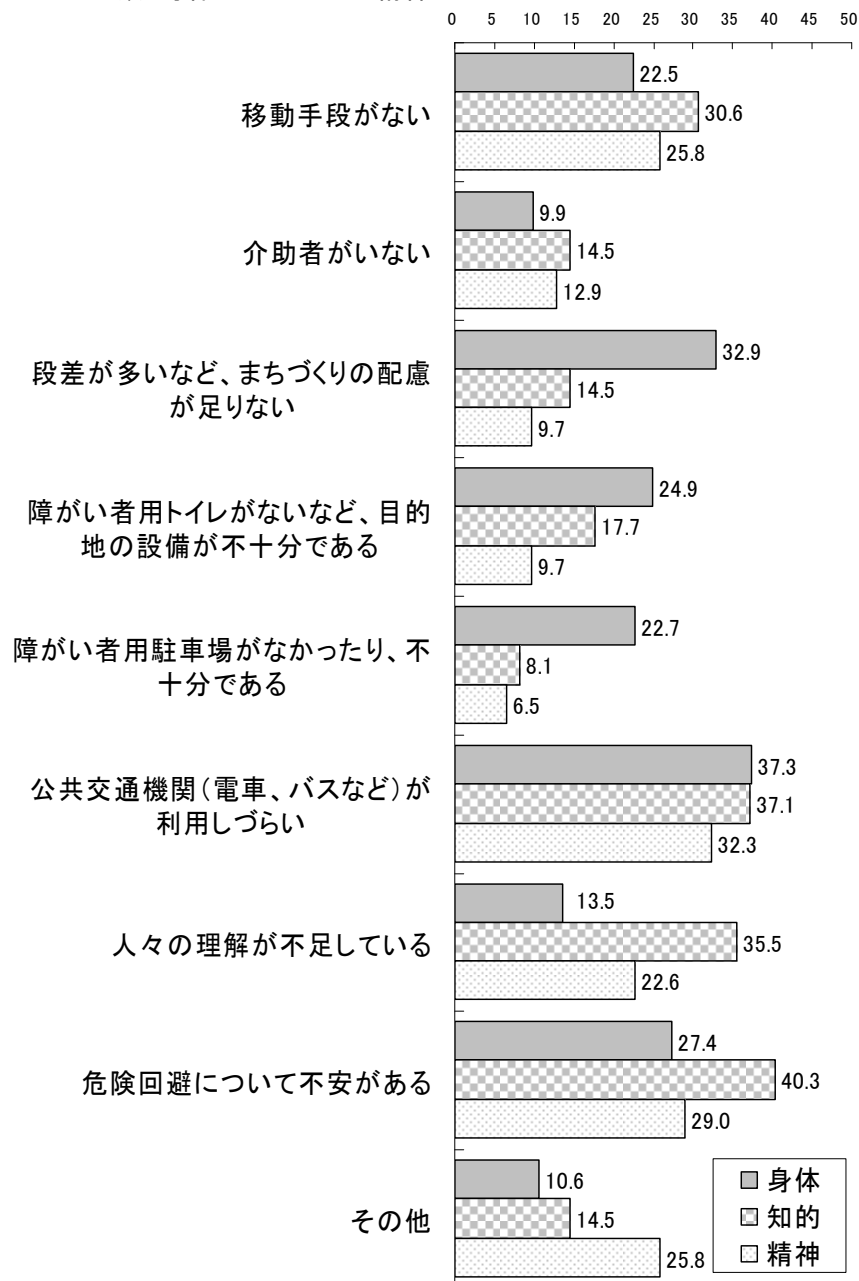
また、障がい者のみではなく、人とまちですれちがう時に、優しさがあるようなまちづくりを進め、心のバリアフリー化を促進します。

■ 外出の際の困りごと、不便なこと

	【身体】	【知的】	【精神】
1	公共交通機関が利用しづらい	危険回避について不安がある	公共交通機関が利用しづらい
2	段差が多いなど、まちづくりの配慮が足りない	公共交通機関が利用しづらい	危険回避について不安がある
3	危険回避について不安がある	人々の理解が不足している	移動手段がない

■ 外出の際の困りごと、不便なこと

サンプル数：身体453・知的62・精神31 単位：%



※不明・無回答を除く

資料：平成22年障がい者アンケート調査結果

【バリアフリーのまちづくり】

- 総合会館の入り口に屋根がないので、雨の日など不便(滑るなど)
- 障がい者のおむつ交換をする場所がないので、外に出かけづらい(大きくなると親との外出が少なくなる)
- 「身障者＝車いすの方」というイメージが世間で強すぎて、その他の身障者に対するサービスが少ない
- 自衛隊の前をインターロッキングブロック舗装にしたので、車いすの人がすごく通りづらくなっている
- まちづくりを行う際には、必ず話し合いの場に障がいのある当事者を入れてほしい
- まちの舗装などで、見た目がよくても、障がい者にとってはすごく不便なこともあり、外出がだんだん少なくなることがある
- 善通寺の前の道が凸凹がはげしく、障がいのない人にとっても大変な場所なので、障がい者にとっては、もっと大変な場所になっている

資料：平成 22 年障がい者団体ヒアリング調査結果

【基本施策】 ア 生活安全の確保
イ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

ア 生活安全の確保

重点施策	① ユニバーサルデザインのまちづくり
	② 道路や公共施設のバリアフリー化
	③ 心のバリアフリー化
	④ 交通・移動対策の推進
	⑤ 障がい者に配慮した防災・緊急対策の推進

【重点施策の内容】

① ユニバーサルデザインのまちづくり

「都市計画マスタープラン」で掲げられているテーマ「人が、まちが生きづく自立と協働のまちづくり」に基づき、市民・事業者・行政の三者が協働し、責任を持って主体的かつ持続的にまちづくりに取り組むことが重要です。そこで、道路交通体系の整備や公園・緑地の整備、住宅・住環境整備を推進し、効率的なユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

② 道路や公共施設のバリアフリー化

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、公共施設等について、バリアフリー新法および香川県福祉のまちづくり条例の基準に適合したバリアフリー化を推進します。また、一般事業所に対して、バリアフリー新法および香川県福祉のまちづくり条例の更なる普及に努めます。

- 歩道整備、障がい者誘導ブロックの整備の推進
- 公共施設のバリアフリー化の推進

③ 心のバリアフリー化

だれもが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するには、施設をバリアフリーにするだけではなく、人の心をバリアフリーにすることも重要です。そのため、例えば、車いすマークの駐車区画や、障がい者誘導ブロックが有効活用されるよう啓発していきます。

- 車いすマークの駐車区画および障がい者誘導ブロック等の有効活用に向けた啓発

④ 交通・移動対策の推進

歩道の段差や電柱等の障害物により歩行者が安心して歩行できない状況の改善を進めるとともに、障がい者誘導ブロックや信号機、照明灯の交通安全施設について関係機関と協議を行いながら、市民のニーズにあった整備を推進します。

- 障がい者の移動手段の検討
- 身体障害者移動支援事業の実施

⑤ 障がい者に配慮した防災・緊急対策の推進

現在、市内全地域で自主防災組織が設立され、避難協力体制を考えるうえでの基礎となる組織があることを受け、今後は、自主防災組織との連携や育成に重点を置いた取り組みを推進します。

- 自主防災組織との連携等による災害時要援護者支援の充実

イ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

重点
施策

① まちづくりに対する障がい者の意見の検討

【重点施策の内容】

①まちづくりに対する障がい者の意見の検討

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくうえで、障がい者が暮らしやすいまちづくりとするために、まちづくりに対する障がい者の意見を検討し、とり入れていきます。

○ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

第5章 障がい福祉サービスの展開

1. 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について

(1) 障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスは、障がいの種別にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供されるサービスです。

障がい福祉サービスには、介護の支援をする「介護給付」と生活上の訓練を支援する「訓練等給付」とがあります。

「介護給付」のサービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所（宿泊付のもの）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援があります。

サービスを利用するにあたっては、障がいの程度区分認定が必要です。

「訓練等給付」のサービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）があります。

また、それぞれのサービスは、次の3つに分類することもできます。

「訪問系サービス」・・・在宅の障がい者のお宅を訪問して支援します。

「日中活動系サービス」・・・在宅者や施設入所者の日中活動を支援します。

「居住系サービス」・・・住まいの場を支援します。

従来の障がい者福祉施設で行われていたサービス（旧体系サービス）は、平成23年度末までに、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」とに大きく再編されることとなっており、現在整備が進んでいます。

(2) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、都道府県や市町村が、障がい福祉サービスのほかに障がい者の地域生活を支援するための事業です。

市町村の必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日常生活用具の給付、地域活動支援センター事業があります。

善通寺市では、このほか、在宅重度障害者訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などを行い、障がい者やその家族の社会生活を支援しています。

2. 障がい福祉サービスの現状

(1) 障がい福祉サービスの実施状況

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、総合的な支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に必要な支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能訓練を行います
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(B型)	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含む施設で、支援を行います
	旧体系利用	通所系
入所系		旧体系の身体療護入所施設・身体授産入所施設 旧体系の知的更生入所施設・知的授産入所施設 精神障害者生活訓練施設(援護寮)
居住系サービス	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います
	旧体系利用	旧体系の身体療護入所施設・身体授産入所施設 旧体系の知的更生入所施設・知的授産入所施設 精神障害者生活訓練施設(援護寮)
その他	相談支援	自ら障がい福祉サービスの利用計画がたてられない人に対して、その意向を聞き取り、サービス計画をたてます

サービス名		単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (目標)
訪問系サービス	居宅介護	時間	350.8	356.3	388.4	490.8	480
		人	35	34	39	42	32
	重度訪問介護	時間	354.6	404.4	411.3	438.8	680
		人	2	3	3	4	6
	行動援護	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	10
		人	0	0	0	0	1
	重度障害者等包括支援	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	260
		人	0	0	0	0	1
日中活動系サービス	生活介護	人	13	15	23	29	※1 43
	自立訓練(機能訓練)	人	2	2	1	0	1
	自立訓練(生活訓練)	人	0	1	2	2	5
	就労移行支援	人	0	0	5	4	3
	就労継続支援(A型)	人	0	0	1	2	1
	就労継続支援(B型)	人	11	13	20	24	34
	療養介護	人	0	0	0	0	10
	児童デイサービス	時間	74.6	74.7	83.2	108.6	98
		人	12	14	16	20	14
	短期入所	人	12	9	12	10	6
	旧体系利用	通所系	人	27	23	24	8
入所系		人	42	37	33	28	0
サービス 居住系	共同生活援助 共同生活介護	人	8	15	14	17	13
	施設入所支援	人	6	8	7	10	※2 41
	旧体系利用	人	42	37	33	28	0
その他	相談支援	人	0	0	0	0	5

※表内の「平成 23 年度(目標)」数値は、平成 20 年度に策定した「第2期障がい福祉計画」における数値目標です。

※1.2 「平成 23 年度(目標)」において、生活介護および施設入所支援の数値が急激に増加しているのは、平成 23 年度末までに旧体系施設が旧体系から新体系へとサービス移行が行われるためです。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

事業名	内容
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	一般的な相談のほか、専門的な相談を行います
障害者相談支援事業	障がい者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言等を行います
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、近隣市町とともに広域的に設置します
② 市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者について、入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行います
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)および後見人等の報酬の全部または一部を助成します
(2) コミュニケーション支援事業	手話通訳者等の派遣を行います
(3) 日常生活用具給付事業	重度障がい者に日常生活用具等を給付します。
① 介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなど
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器や盲人用体温計などの、在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤ 排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの排せつ管理を支援する衛生用品
⑥ 住宅改修費	障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
(4) 移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します
(5) 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います
① 地域活動支援センターⅠ型	精神障がい者の方が社会参加する場として支援する施設
② 地域活動支援センターⅡ型	在宅障がい者に対し、機能訓練や入浴等のサービスを行う施設
③ 地域活動支援センターⅢ型	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
(6) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な肢体不自由者に対し、訪問入浴サービスを提供します
(7) 日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援します

事業名	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (目標)
(1)相談支援事業						
①相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2	2	9
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有
④成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(2)コミュニケーション支援事業	手話通訳者 実設置者数	1	1	1	1	1
	実利用人員	10	10	10	10	10
(3)日常生活用具給付事業						
①介護訓練支援用具	件	0	3	2	1	1
②自立生活支援用具	件	4	4	4	18	3
③在宅療養等支援用具	件	2	3	5	4	3
④情報・意思疎通支援用具	件	9	4	7	18	3
⑤排せつ管理支援用具	件	650	541	528	650	710
⑥住宅改修費	件	0	0	1	1	1
(4)移動支援事業	実施箇所	8	10	10	10	14
	実利用人員	36	41	43	48	35
	延利用時間	2,298.5	3,064.5	3,486.5	4,163.0	3,200.0
(5)地域活動支援センター 機能強化事業						
①地域活動支援センターⅠ型	人	17	21	24	23	25
②地域活動支援センターⅡ型	人	6	6	5	8	5
③地域活動支援センターⅢ型	人	16	12	14	8	25
(6)訪問入浴サービス事業	人	3	3	4	4	4
(7)日中一時支援事業	人	18	17	18	17	25

※表内の「平成23年度(目標)」数値は、平成20年度に策定した「第2期障がい福祉計画」における数値目標です。

3. 障がい福祉サービスの今後の展開

(1) 平成 23 年度の数値目標

平成 22 年度現在の国の基本方針では、施設入所者等が地域の中で生活していくことの支援充実を図るとともに、福祉施設から一般就労への移行も推進しています。善通寺市においても、障がい者が地域で自立できるよう支援していきます。

以下は、第2期障がい福祉計画策定時に、第1期の実績等や香川県並びに中讃障害保健福祉圏域での動向を踏まえてたてられた、平成 23 年度の数値目標です。本計画においては、この数値目標を踏襲しますが、今後、国や県の流れに沿って、改めて見直しを行う場合があります。

ア 施設入所者および退院可能な精神障がい者の地域生活の移行について

施設入所者については、国は、平成 23 年度末までに第1期計画時点の施設入所者数の1割が地域生活へ移行するとともに、施設入所者数を7%削減することを基本としています。

香川県では、施設調査等に基づき第2期においては施設入所者数の15%が地域生活へ移行するとともに、施設定員を7%削減することを目標にしています。

善通寺市においても、平成 23 年度末までに6名以上の移行（17年度施設入所者の15%）を目標としています。

施設入所者数の削減については、利用者の希望や施設の動向に応じて対応していきます。

受け入れ条件が整えば退院可能である精神障がい者の地域移行については、香川県の精神障害者退院促進事業（のち香川県精神障害者地域移行支援特別対策事業へ移行）の推進にあわせて、支援していきます。

善通寺市では、平成 23 年度末までに2名以上の移行を目標とします。

イ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等について

国は、平成 23 年度中に福祉施設から一般就労へと移行する者の数を平成 17 年度の4倍とすることを目標としており、香川県でも同じく4倍の 80 名を目標としています。

善通寺市では、平成 23 年度末までに 1 名以上の移行を目標とします。

(2) 障がい福祉サービスの計画表

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、総合的な支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に必要な支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能訓練を行います
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(B型)	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含む施設で、支援を行います
居住系サービス	共同生活援助 共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います
その他	相談支援	自ら障がい福祉サービスの利用計画がたてられない人に対して、その意向を聞き取り、サービス計画をたてます

サービス名		単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス	居宅介護	時間	506	529	552	575
		人	44	46	48	50
	重度訪問介護	時間	548	548	548	548
		人	5	5	5	5
	行動援護	時間	15	15	15	15
		人	1	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	260
		人	0	0	0	1
日中活動系サービス	生活介護	人	52	53	54	54
	自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2	2
	自立訓練(生活訓練)	人	3	3	3	3
	就労移行支援	人	5	5	5	5
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2	2
	就労継続支援(B型)	人	46	49	51	53
	療養介護	人	1	1	1	1
	児童デイサービス	人日	126	132	138	144
		人	21	22	23	24
短期入所	人	12	12	12	12	
居住系サービス	共同生活援助 共同生活介護	人	18	18	18	18
	施設入所支援	人	41	41	41	41
その他	相談支援	人	5	5	5	5

(3) 地域生活支援事業の計画表

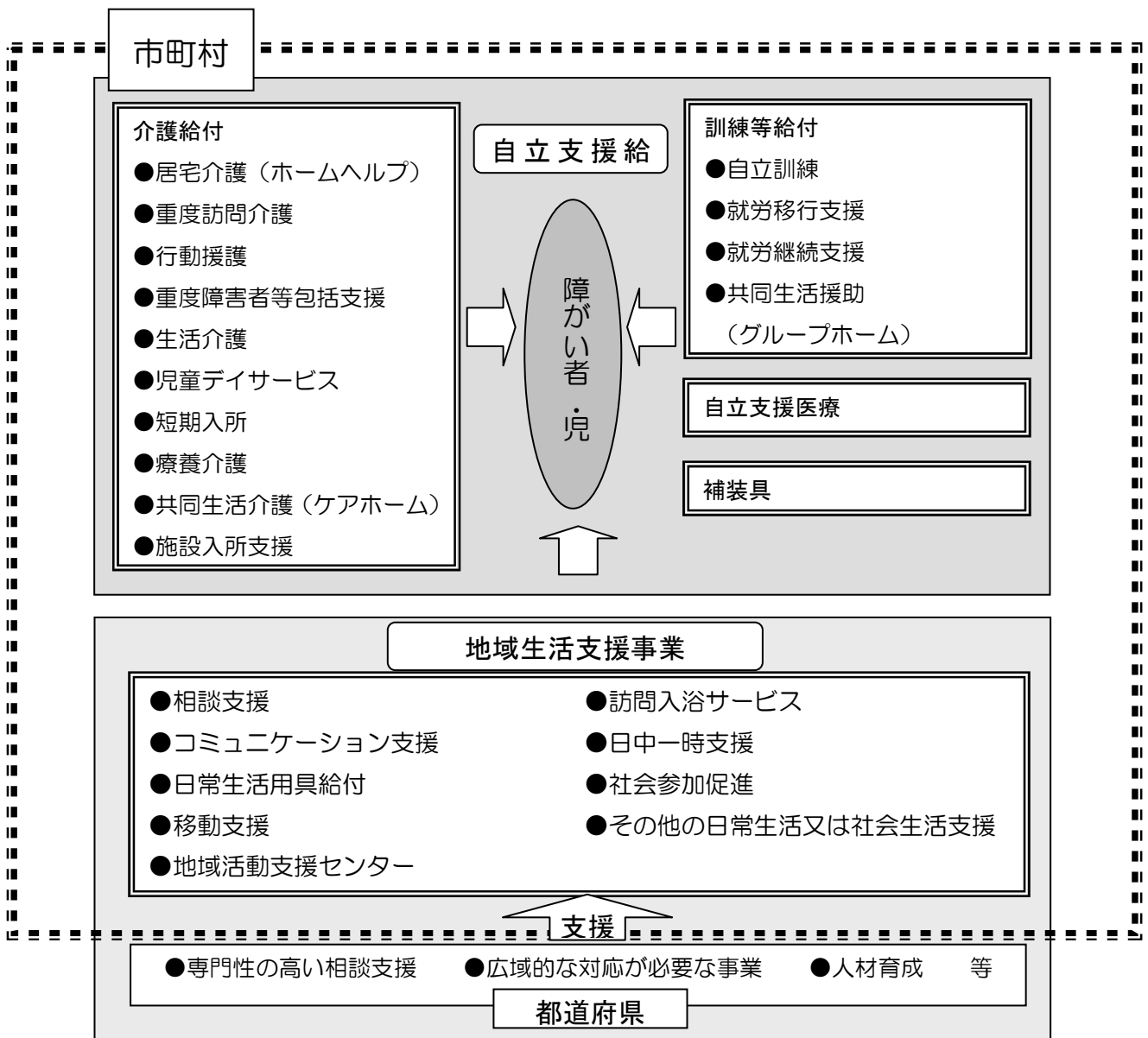
事業名	内容
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	一般的な相談のほか、専門的な相談を行います
障害者相談支援事業	障がい者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言等を行います
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、近隣市町とともに広域的に設置します
② 市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者について、入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行います
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)および後見人等の報酬の全部または一部を助成します
(2) コミュニケーション支援事業	手話通訳者等の派遣を行います
(3) 日常生活用具給付事業	重度障がい者に日常生活用具等を給付します。
① 介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなど
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器や盲人用体温計などの、在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤ 排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの排せつ管理を支援する衛生用品
⑥ 住宅改修費	障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
(4) 移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します
(5) 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います
① 地域活動支援センターⅠ型	精神障がい者の方が社会参加する場として支援する施設
② 地域活動支援センターⅡ型	在宅障がい者に対し、機能訓練や入浴等のサービスを行う施設
③ 地域活動支援センターⅢ型	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
(6) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な肢体不自由者に対し、訪問入浴サービスを提供します
(7) 日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援します

事業名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 相談支援事業					
① 相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2	2
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
④ 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
(2) コミュニケーション支援事業	手話通訳者 実設置者数	1	1	1	1
	実利用人員	10	10	10	10
(3) 日常生活用具給付事業					
① 介護訓練支援用具	件	3	3	3	3
② 自立生活支援用具	件	4	4	4	4
③ 在宅療養等支援用具	件	6	6	7	7
④ 情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7	7
⑤ 排せつ管理支援用具	件	650	650	650	650
⑥ 住宅改修費	件	1	1	1	1
(4) 移動支援事業	実施箇所	14	14	14	14
	実利用人員	49	50	51	52
	延利用時間	4,263	4,350	4,437	4,524
(5) 地域活動支援センター 機能強化事業					
① 地域活動支援センターⅠ型	人	25	25	25	25
② 地域活動支援センターⅡ型	人	8	8	8	8
③ 地域活動支援センターⅢ型	人	10	10	10	10
(6) 訪問入浴サービス事業	人	3	3	4	4
(7) 日中一時支援事業	人	19	20	21	22

4. 障がい福祉サービスの提供体制

障がい者が安心して生活できるよう、障がい者のニーズ把握や地域資源の現状に即した取り組みを進めるとともに、善通寺市において県や中讃障害保健福祉圏域等における関係機関と連携を図りながらサービス提供基盤の着実な確保に努めます。

■福祉サービスの提供体制イメージ図

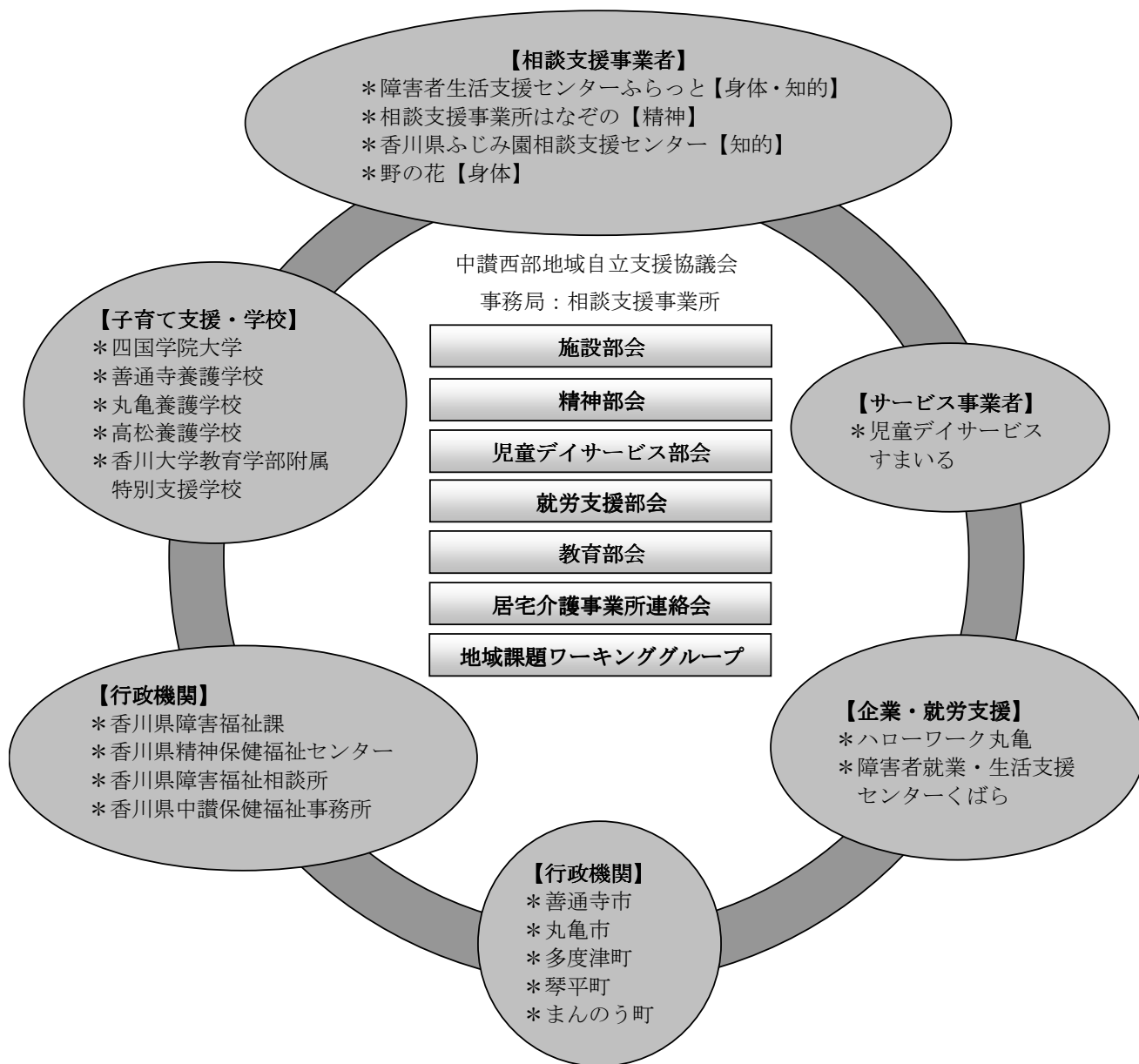


(1) 地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は、都道府県や市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置するものです。

善通寺市においても、近隣の2市3町と共同で、従来より障がい福祉関係団体等が組織していた中讃圏域（西部）サービス調整会議を発展させた形で、平成18年度に中讃西部地域自立支援協議会を設置しています。

■中讃西部地域自立支援協議会

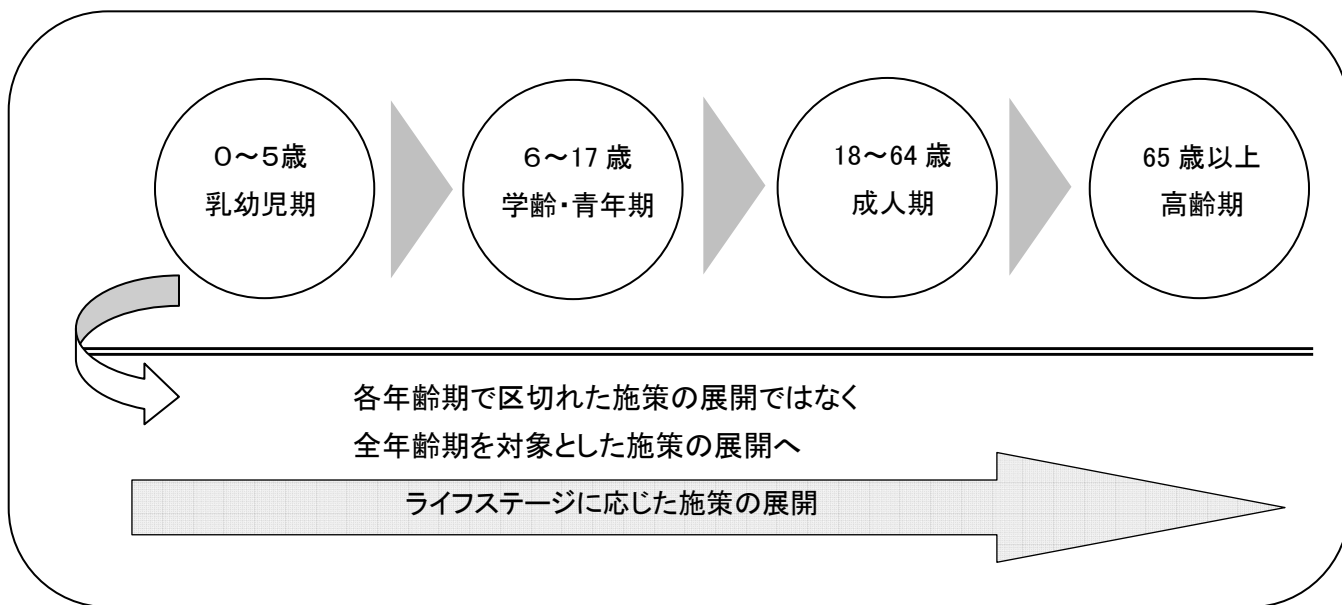


第6章 ライフステージごとの施策展開

1. ライフステージにおける考え方

障がい者を取り巻く状況は人によりさまざまであり、障がいの状況や年齢においても必要な支援は異なっていくため、多様な視点においてきめ細かく施策展開を図っていく必要があります。そのため、乳幼児期から高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた施策整理を行い、区切れのない施策を展開します。なお、本計画におけるライフステージの年齢区分はあくまでも一般的な指標であり、障がい種別や障がいの状況などによってもさまざまな観点があります。

■ライフステージにおける考え方のイメージ図



2. ライフステージごとの施策展開

(1) 乳幼児期（0～5歳）【生まれてから小学校入学の時期】

○障がいの早期発見・早期療育の推進 ○発達障がいに対する相談・支援の充実

生まれてから小学校入学頃までの乳幼児期においては、障がい児において育成・療育の視点が重要であり、また、保護者への支援や障がい理解の促進なども重要なテーマとなります。障がい状況の見極め等について、医療・保健機関、保育所・幼稚園など多くの関係機関の連携が必要であり、障がい児および保護者を支援するためのネットワークを強化していくことが大切です。また、発達障がいに対する理解の促進や相談・支援体制の充実も必要となります。

したがって、乳幼児期においては、医療・療育体制の一層の充実を図るとともに、保育所や幼稚園の機能強化、保護者等への相談・情報提供体制の充実等を進めます。

- 保健医療の充実（P27）
- 療育と教育体制の充実（P37）

(2) 学齢・青年期（6～17歳）【学びの時期で、人との交流が増える時期】

○乳幼児期からの支援の円滑な移行 ○学校における受け入れ体制の整備促進
○障がいに応じた適切な教育体制の充実

学齢・青年期は、障がい児において家庭とともに学校の位置づけが大きくなり、保護者や支援者以外とのつながりも深まってくる時期です。そのため、障がい児と保護者が安心して学校生活に入ることができるよう支援していくことが大切です。また、学齢期においては学校の役割がきわめて大きく、それぞれの障がい児がその障がい特性に応じて適切な教育を受けることができるよう、受け入れ体制を整えておくことが重要です。

したがって、学齢期においては、乳幼児期の支援ネットワークからの円滑な移行を図るための学校の連携体制の強化を図ります。また、障がい児に配慮した学校施設の整備やノーマライゼーション社会の実現をめざした障がいの理解を進める教育の推進などを行います。

- 療育と教育体制の充実（P37）

(3) 成人期（18～64歳）【地域社会の中で自立が求められる時期】

- 地域社会が一体となった支援体制の強化
- 就労支援体制の充実
- 障がい福祉サービスの充実

成人期は、障がい者それぞれの状況に応じてサービスや支援を活用しながら、地域生活や就労などにおいて、主体的な人生を自らが切り開いていくことが重要です。また、この時期には親の高齢化などもあり、独立して人生を歩むことが大きな課題となります。そのため、地域において安心して生活ができるよう、地域社会が一体となった支援体制づくりが重要であるとともに、障がい者が社会の中で自立するための就労支援や行き場のない人の受け皿となるセーフティネットの整備が必要です。

したがって、成人期においては、障がい者が自立した地域生活を送ることができるように、各種サービスの充実や障がい者への相談・情報提供体制の充実、就労支援、社会参画に向けた支援、権利擁護など多様な取り組みを推進します。

- 保健医療の充実（P27）
- 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援（P29）
- こころの健康づくりの推進（P32）
- 雇用と就労の促進（P39）
- 生涯学習の推進（P41）

(4) 高齢期（65歳以上）【加齢に伴う心身の変化が生じる時期】

- 高齢者保健福祉・介護保険サービスとの連携
- 地域での見守り体制の充実

高齢期は、障がいに加えて、加齢に伴う心身の変化が生じてきます。そのため、サービスの利用においては介護保険サービス等との連携も重要になり、障がい者が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、高齢者に関する保健・福祉や介護保険事業等のサービスの充実が必要です。

したがって、高齢の障がい者が安心して地域の中で生活ができるよう、相談や情報提供体制の整備を図るとともに、適切なサービスの提供や権利擁護、地域の見守りネットワークの充実などに取り組む必要があります。

- 保健医療の充実（P27）
- 福祉サービスの周知と利用者に応じた支援（P29）
- こころの健康づくりの推進（P32）
- 生涯学習の推進（P41）

(5) ライフステージ全体を通しての施策

ノーマライゼーション、バリアフリーの考えのもと、障がい者のライフステージを通して一生涯安心して暮らしていけるよう、以下の施策を展開します。

- 広報・啓発の充実（P18）
- ボランティア活動の促進（P20）
- 生活安全の確保（P45）
- まちづくりに対する障がい者の意見の検討（P47）

資料編

1. 用語解説

あ

一般就労

労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

移動支援事業

円滑に外出できるよう、移動を支援するサービス。

か

学習障がい（LD）

Learning Disabilities を訳した教育上の用語。話し言葉や書き言葉、計算、運動等に関する基礎的な学習過程に障がいがある状態。一般的知能は普通のレベルにあるのに計算だけができない、文章が読めない、あるいは運動ができないなどの症状がみられる。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

高機能自閉症

高機能自閉症は、自閉症（脳機能障がいが原因でコミュニケーションの困難を示す障がい）の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいう。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

コミュニケーション支援事業

手話通訳・要約筆記者の派遣事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳

等による支援事業などを行うサービス。

さ

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。

支援費制度

平成 15 年度から導入された制度で、障がい者が自ら利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んだうえでサービスを利用する制度。平成 18 年度から障害者自立支援法施行により障害者自立支援制度へ移行。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。

A型は雇成型、B型は非雇成型を指す。

障害者基本法

日本における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。平成 16 年に大幅な改正が行われ、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが基本理念として明記された。

障害者自立支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がい者に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。平成 18 年4月に一部施行、同年 10 月に全面施行。市町村を実施主体として、障がい者の地域生活への移行や就労に向けた施策を展開し、障がい者の自立をめざした支援を行う。

障がい者週間

国民の障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会活動への参加意欲を高めることを目的とした週間。期間は、毎年 12 月3日から 9日までの1週間と定められている。

障がい程度区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。障がい程度区分は介護の必要度に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい程度区分の判定が行われる。

障害保健福祉圏域

県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、福祉サービスの連携や広域的なサービス提供体制の整備を図るため設定された地域。香川県内を5つのブロックに分けている。（大川・小豆・高松・中讃・三豊障害保健福祉圏域の計5保健福祉圏域）

自立支援医療

平成 18 年4月から、従来の精神通院医療費公費負担制度、育成医療および更正医療が再編されて、障害者自立支援医療となる。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級まである。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用するにはこの手帳を必要とする場合がある。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

た

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

明らかな脳障がいは認められないが、頭部外傷や髄膜炎、脳炎などの後遺症と同様の多動などの行動異常を示す症状。落ち着きがなく気が散りやすい、静かに遊んだり勉強をすることができない、おしゃべりが多く質問が終わらないうちに答えるなどの特徴がある。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類の用具がある。

①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は

バリアフリー

障がい者が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物など物理的なもの、制度的なものなどがある。

バリアフリー新法

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）を施行。この法律は、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、高齢者、障がい者等の移動の円滑化を一層推進させるもの。

法定雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

ら

リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がい者が人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。知的障害者福祉法で定められた制度ではなく都道府県独自の発行である。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。

- 2. 策定委員会要綱
- 3. 策定委員会名簿



掲載予定